

長柄町
第5次総合計画
基本構想・前期基本計画

令和3年3月

はじめに

長柄町第5次総合計画（令和3年度から令和12年度までの10年間）が完成しました。

第4次総合計画の策定から10年が経過しましたが、本町を取り巻く環境は、進む人口減少、地球温暖化による異常気象の多発、新型感染症の世界的な蔓延などによる社会経済活動の変化により、これまでの経験が通用しないほど一変しています。

そのような中、本町では、町民一人ひとりが豊かな自然を慈しみ、健康で支え合い、それぞれの居場所で活躍するまちづくりを目指すため、『水と緑と笑顔が輝く ヒューマンリゾートながら』を将来像として引き続き取り組んでいくこととしました。

まちづくりの方向性や具体的な施策をここに示し、将来にわたって活力ある長柄町の実現に向け、鋭意取り組んでまいります。町民の皆様をはじめとする本町に携わる全ての方との共生・協働が必要不可欠となります。

今後も一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月



長柄町長 清田 勝利

目次

第1編 基本構想

長柄町 町民憲章

第1章 計画の策定にあたって.....	3
第2章 計画の概要	4
1. 計画の目的	4
2. 計画の構成	4
3. 計画の期間	4
第3章 本町の概況	5
1. 位置と地勢	5
2. 沿革	6
3. 人口と世帯の推移	7
第4章 時代の潮流	11
1. 人口減少と少子高齢化の進行	11
2. 東京圏への人口集中の是正	11
3. 新たな社会“Society 5.0”の到来	12
4. 持続可能な開発目標（SDGs）の実現	12
5. 地球環境と日常生活の両立	13
6. 防災・防疫意識の高まり	14
7. 人生100年時代への対応	14
8. ライフスタイルや働き方の多様化への対応	14
第5章 町民意識	16
1. アンケート調査にみる町民の意向	16
2. 小学生ワークショップにおける意見	20
第6章 まちづくりの基本課題	22
1. 首都圏における自然豊かな地域としての対応	22
2. 人口減少と少子高齢化の進行への対応	22
3. 生涯活躍のまちづくり	23
4. 地域特性を活かした産業振興	23
5. 町民生活の利便性向上	24
6. 災害に強いまちづくり	24
7. 持続可能なまちづくり	25
8. 町民参画と地域連携によるまちづくりの推進	25

第7章 まちづくりの基本理念	26
第8章 まちの将来像	27
第9章 まちづくりの基本目標	28
1. まちづくりの基本目標	28
第10章 土地利用構想	29
1. 土地利用における課題	29
2. 土地利用の方向	29
第11章 施策の大綱	33
1. ひとが自然と共生する快適なまちづくり（基盤の整備）	33
2. ひとが健康で支えあう安心なまちづくり（保健・福祉の充実）	33
3. ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり（教育・文化の充実）	33
4. ひとが清らかにうらや美しく安全なまちづくり（生活環境の整備）	34
5. ひとがにぎわいを創る活発なまちづくり（産業の振興）	34
6. ひとが主役となって輝く明朗なまちづくり（地域・行財政の充実）	34
第12章 施策の体系	36

第2編 前期基本計画

第1章 ひとが自然と共生する快適なまちづくり	39
1. 計画的な土地利用の推進	39
2. 道路の整備	41
3. 公園・緑地の整備	43
4. 河川・水路の整備	45
5. 上・下水道の整備	47
6. 公共交通の充実	50
7. 情報通信基盤の整備	51
8. 地籍調査の推進	52
第2章 ひとが健康で支えあう安心なまちづくり	54
1. 保健・医療の充実	54
2. 福祉の充実	60
第3章 ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり	70
1. 幼児教育の充実	70
2. 学校教育の充実	71
3. 生涯学習の充実	74
4. 生涯スポーツの推進	77
5. 文化財の保護	79
6. 交流活動の推進	80

第4章 ひとが清らかにうろうおう美しく安全なまちづくり.....	81
1. ごみ・し尿処理の充実	81
2. 環境保全の推進.....	82
3. 美しい景観の創造・保全	84
4. 住宅の整備充実.....	85
5. 交通安全の充実.....	86
6. 防災・消防・防犯の充実	88
7. 建築物の安全性の確保.....	90
第5章 ひとがにぎわいを創る活発なまちづくり	91
1. 農林業の振興.....	91
2. 商工業の振興.....	93
3. 観光・余暇産業の振興.....	97
第6章 ひとが主役となって輝く明朗なまちづくり	99
1. コミュニティの充実.....	99
2. 男女共同参画の推進	101
3. 行政の充実	103
4. 財政の充実	105

第3編 資料

1. 長柄町総合計画条例.....	109
2. 長柄町総合計画策定体制等の概要	110
3. 長柄町総合計画策定審議会条例	111
4. 長柄町総合計画策定審議会委員名簿.....	113
5. 長柄町総合計画策定審議会の審議経過等.....	114
6. 長柄町第5次総合計画策定委員会設置要綱	115
7. 長柄町第5次総合計画策定幹事会設置要綱	117

第1編

基本構想

長柄町 町民憲章

輝く太陽 澄む大気
豊かな緑 清い水

わたくしたちはこの恵まれた自然と
由緒ある伝統をもつふるさとを愛し、
調和のとれた豊かな町として限らない発展をめざし
この憲章を定めます

1. わたくしたちは自然を大切にし
清潔で美しい町をつくりましょう。
1. わたくしたちは伝統を尊び教養をつみ
文化の香り高い町をつくりましょう。
1. わたくしたちは創意と工夫をもって仕事に励み
豊かな町をつくりましょう。
1. わたくしたちはきまりを守りお互いに助け合い
住みよい町をつくりましょう。
1. わたくしたちは生きがいを求めて心身をみがき
健康で明るい町をつくりましょう。

第1章 計画の策定にあたって

本町では、平成23年3月に、「水が輝き、緑が輝き、そして笑顔輝く、ヒューマンリゾートながら」をまちの将来像とする長柄町第4次総合計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを推進してきました。

また、平成28年3月には、人口減少の抑制を図るため、「しごと」をつくり、「ひと」を呼び込む好循環を創りながら、「まち」を豊かにすることを主眼に置いた「長柄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、長柄町創生の取組を推進してきました。

本町においては、この間、人口減少とともに、少子高齢化が進展し、持続する活力のあるまちづくりに向けた不安要素の1つとなっています。加えて、令和元年には、台風15号、台風19号及び10月25日の大雨により、人的・物的被害を伴う過去に例を見ない自然災害が発生しました。現在も町民とともに、急ピッチで復旧作業を進めていますが、治山治水への対応強化をはじめ、災害時の電力を含むライフラインの確保と迅速・的確な情報伝達の仕組みづくりなど、今後における災害に強いまちづくりへの要請が高まっています。

一方、これまでの取組により、明るい兆しも見えてきています。千葉大学と連携した地方創生推進事業により、町内3企業とコラボレーションした特産品開発が行われ、ガラナエキス入りの炭酸飲料が誕生しました。千葉大学と連携した取組では、移住定住推進プログラムの策定、長柄町版大学連携型生涯活躍のまち推進事業、健康ポイント事業と併せた健康寿命延伸事業などにも取り組んでおり、長柄町の地方創生の大きな原動力となっています。

そして、令和2年2月には、本町の新たな玄関口となる首都圏中央連絡自動車道「茂原長柄スマートインターチェンジ」が開通しました。今後、幹線道路へのアクセス道路の整備促進、茂原長柄スマートインターチェンジ周辺の土地の有効活用などを進めることで、開通を契機としたヒトやモノの新たな流れが生じることによるまちの活性化が期待されています。

「ながらまち」は小さな自治体です。しかし、豊かな自然と多くの心優しい住民が暮らす、自然と人々の営みや暮らしが調和した「ヒューマンリゾート」です。この特性を守りつつ、千葉大学をはじめとする町外からのサポートも積極的に受け入れながら、そして、町内の産業を支える人たち、町内のインフラを守る人たち、住民の保健・医療・福祉を担う人たち、学校教育や社会教育・生涯スポーツを推進する人たち、この地域に住む住民一人ひとりと行政が協働し、創造し、支え合いながら「小さくてもきらりと輝くまち“ながら”」を創りあげていくことを目指します。

第2章 計画の概要

1. 計画の目的

本計画は、将来における町の進むべき方向についての総合的な指針となり、最上位の計画である「総合計画」と、少子高齢化による人口減少の抑制と活力ある地域社会の形成に主眼を置いた「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」は、密接に関連していることから、一体的な計画として策定します。

総合戦略は、いわば、総合計画に基づくまち・ひと・しごと創生に特化した分野別計画に位置付けられますが、本計画では総合戦略を総合計画の重点プロジェクトと位置付けます。

これにより、長期的かつ総合的な視野に立って、まちづくりを進めるとともに、中期的には、重点プロジェクトの各施策を戦略として展開し、将来にわたって魅力と活力のあるまちづくりを進めることを目的として策定します。

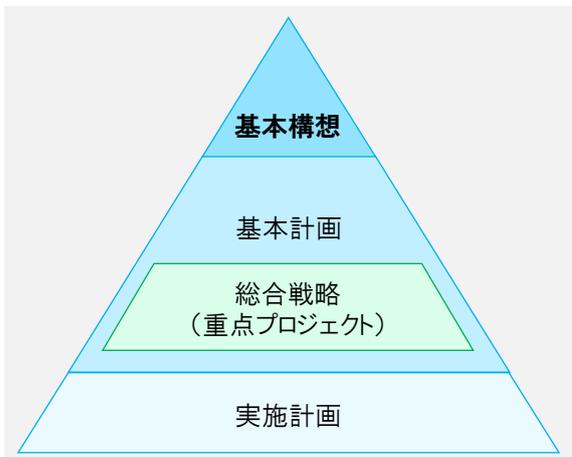
2. 計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成します。

「基本構想」は、長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、目指すべき将来の姿を示すものです。

「基本計画」は、基本構想に掲げた目指すべき将来の姿を実現するための計画であり、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に示すものです。

「実施計画」は、基本計画に掲げた施策を実現するために策定する計画であり、具体的な事業を示すものです。



「総合戦略」は、総合計画の基本計画に準じる位置付けとし、まち・ひと・しごと創生に特化した重点プロジェクトの具体的な施策の方向性や内容を明らかにするものです。

3. 計画の期間

基本構想の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

基本計画ならびに総合戦略の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

実施計画の計画期間は、3年間とし、毎年ローリング方式により見直しを図ります。

第3章 本町の概況

1. 位置と地勢

本町は、面積47.11km²、房総半島のほぼ中央部、長生郡の西端に位置し、東京都心から50km圏、千葉市から25km圏にあります。北西部は台地帯で市原市に、南部は平坦地で長南町、東部は茂原市に接しています。

地質は、第4紀古層に属し、中央に権現森（173m）が隆起しており、北西部は成田群層の火山灰土で山林、畑地がその大半を占め、太平洋・東京湾の分水嶺となっています。南部は沖積層及び鶴舞群層に属し、水田を主とした地域で一宮川の上流をなしています。

交通体系は、道路が中心であり、国道409号が町の南端を、また首都圏中央連絡自動車道が東端を走り、茂原長柄スマートインターチェンジが設置されています。周辺都市へのアクセスは、乗用車、バスなどにより主要幹線を経由しています。



2. 沿革

房総半島の丘陵部に位置する町で古くから人が住み、石器時代、縄文時代の遺跡や全国的にも珍しい高壇式横穴墓群が点在しています。

大化年間（645～650年）からは、上総国府の支配下であり、延長5年（927年）延喜式の制により、上総国11郡の長柄郡に属し、この長柄が町名の由来になっています。

平安時代中期以降には武士勢力が台頭し、康正2年（1456年）武田信長が長南城を築いてからは、本町の南半分がその勢力下におかれ、北半分は長享2年（1488年）頃から、土気城（千葉城）を再興した酒井氏の勢力下がありました。

江戸期の石高は、旧高旧帳によると9,354石と記され、その多くは旗本知行地でした。

明治元年には鶴舞藩の管轄下に入り、その後は鶴舞県、千葉県と変遷し、明治22年に上長柄村（同30年に長柄村に改称）、日吉村、水上村が発足しました。

昭和30年4月には、長柄村、日吉村、水上村の三村が合併して長柄町が発足し、現在に至っています。

本町の長い歴史の中で、文化が育まれ、町には国の重要文化財4件をはじめ、有形・無形の文化財が現在までに58件指定されています。国の重要文化財は、史跡長柄横穴群や飯尾寺の不動明王坐像、眼蔵寺の梵鐘などがあります。その他にも、伝牛頭天王立像、絹本著色真言八祖像、如意輪観音坐像などの貴重な文化財が多く残っています。

また、国内有数のアース式ダムである長柄ダムは、昭和60年に完成し、総貯水量1,000万トンの規模を誇る利水専用のダムであり、飲料用水、工業用水の水源として使用されているほか、周辺の自然環境と創り出す景観は町のシンボリック的存在となっています。

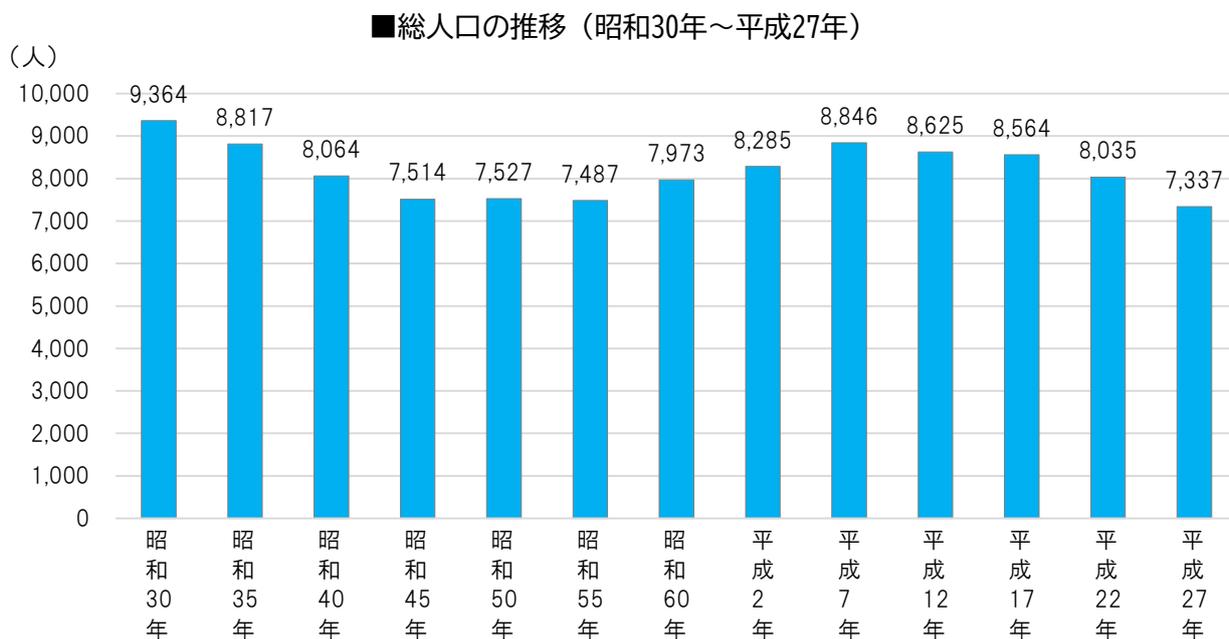


3. 人口と世帯の推移

(1)人口の推移

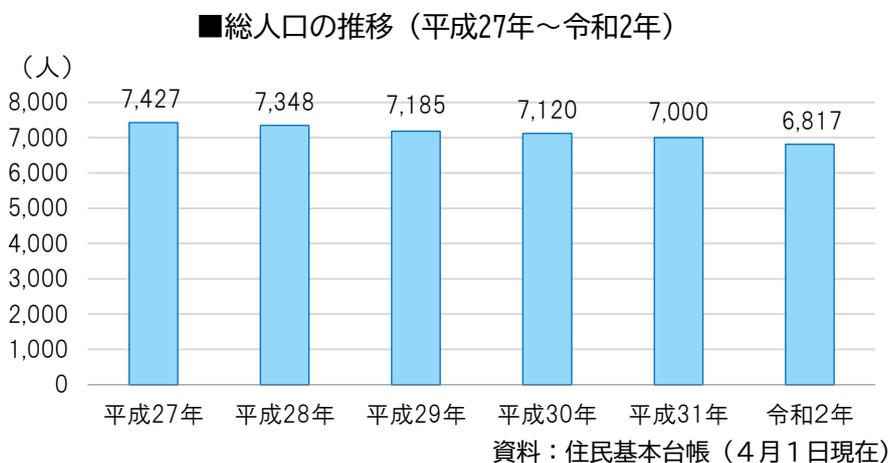
本町が発足した昭和30年の国勢調査による総人口は9,364人（10月1日現在）でしたが、直近の平成27年の国勢調査による総人口は、7,337人となっています。

総人口の推移をみると、町が発足した昭和30年の9,364人をピークに昭和45年までは減少が続きましたが、昭和50年・55年までは横ばい、昭和60年からは増加に転じ、平成7年には昭和35年の8,817人を上回る8,846人まで回復しましたが、その後は減少傾向が続いています。



資料：国勢調査（10月1日現在）

平成27年以降の総人口の動向について、住民基本台帳人口をみると、令和2年4月1日現在、総人口は6,817人となっています。

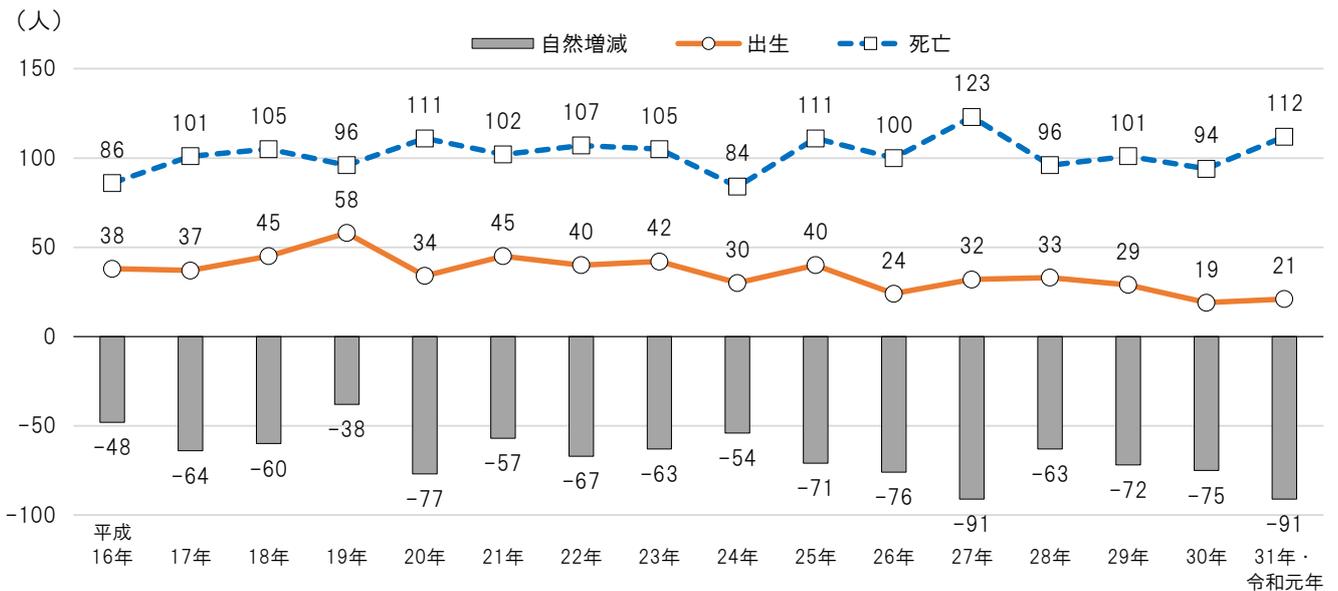


(2)人口動態

住民基本台帳による人口動態では、平成31年・令和元年の出生数は21人、死亡数は112人となっており、出生・死亡による人口の増減を表す自然増減は、マイナス91人（自然減）となっています。死亡数の推移は横ばい状態が続き、出生数は減少傾向にあります。

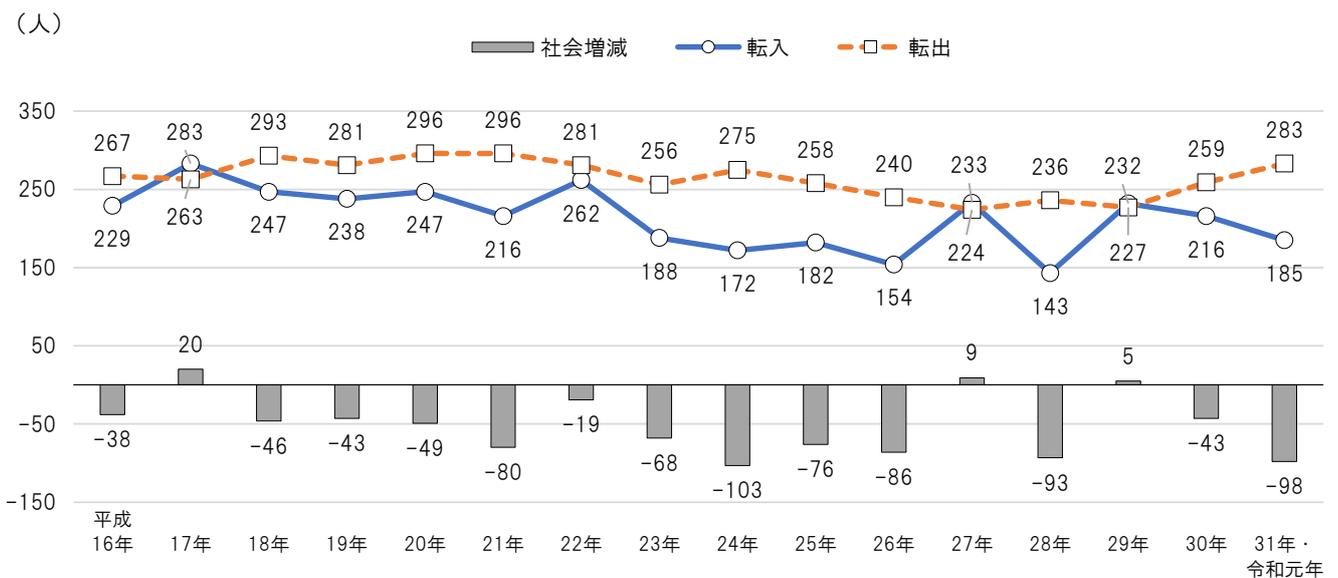
平成31年・令和元年の転入者数は185人、転出者数は283人となっており、転入・転出による人口の増減を表す社会増減は、マイナス98人（社会減）となっています。転入、転出の推移をみると、転入は減少傾向、転出は平成30年以降増加に転じています。

■出生・死亡の推移



資料：住民基本台帳

■転出・転入の推移



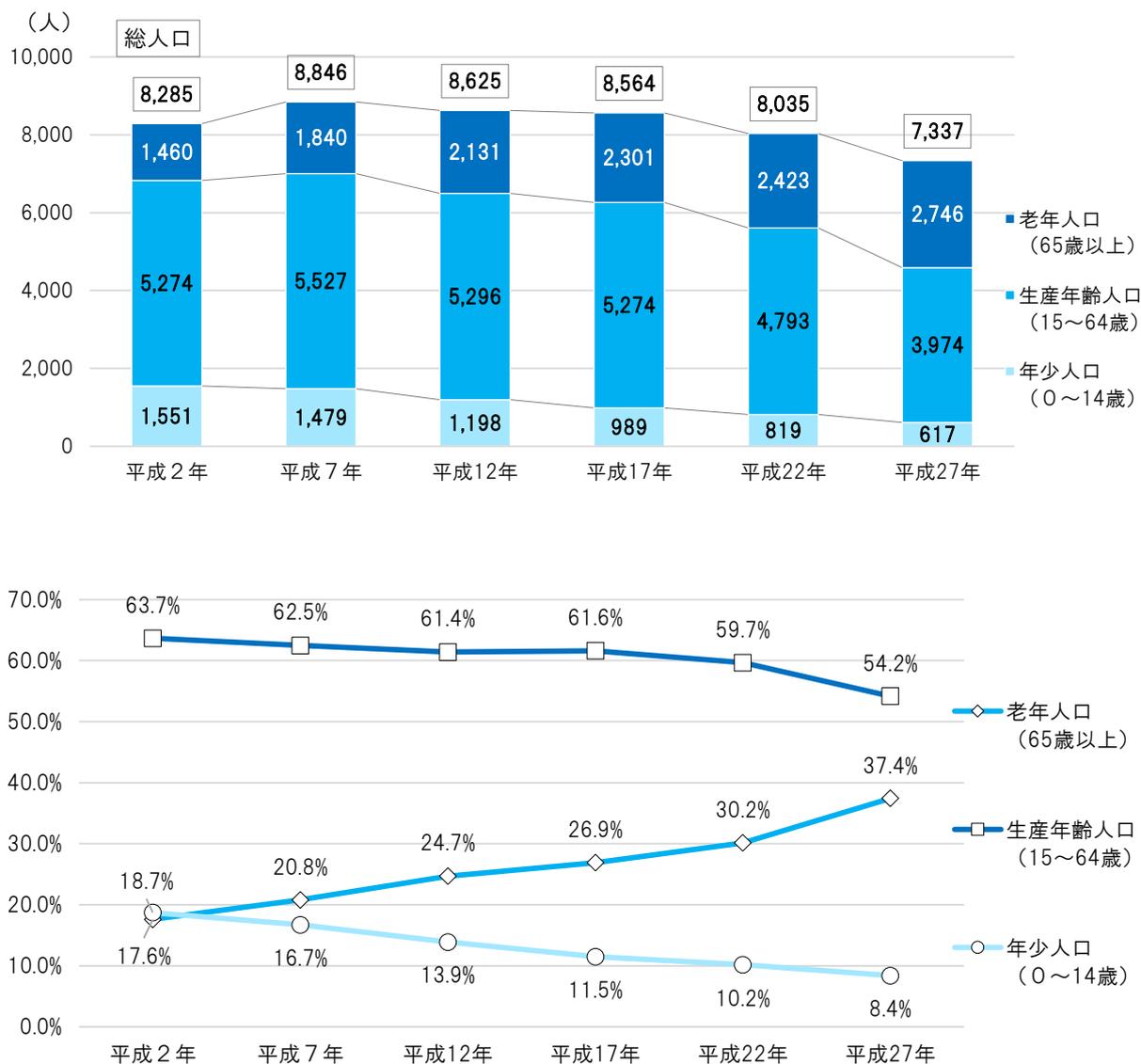
資料：住民基本台帳

(3)年齢構成

年齢3区分人口の推移について、国勢調査によると、少子高齢化の進行がみられます。平成27年には、年少人口（0～14歳）の構成割合が8.4%に低下し、老年人口（65歳以上）の構成割合（高齢化率）が37.4%に上昇しています。

また、生産年齢人口（15～64歳）については、平成17年以降、構成割合が徐々に低下しています。

■年齢3区分別人口と構成割合の推移

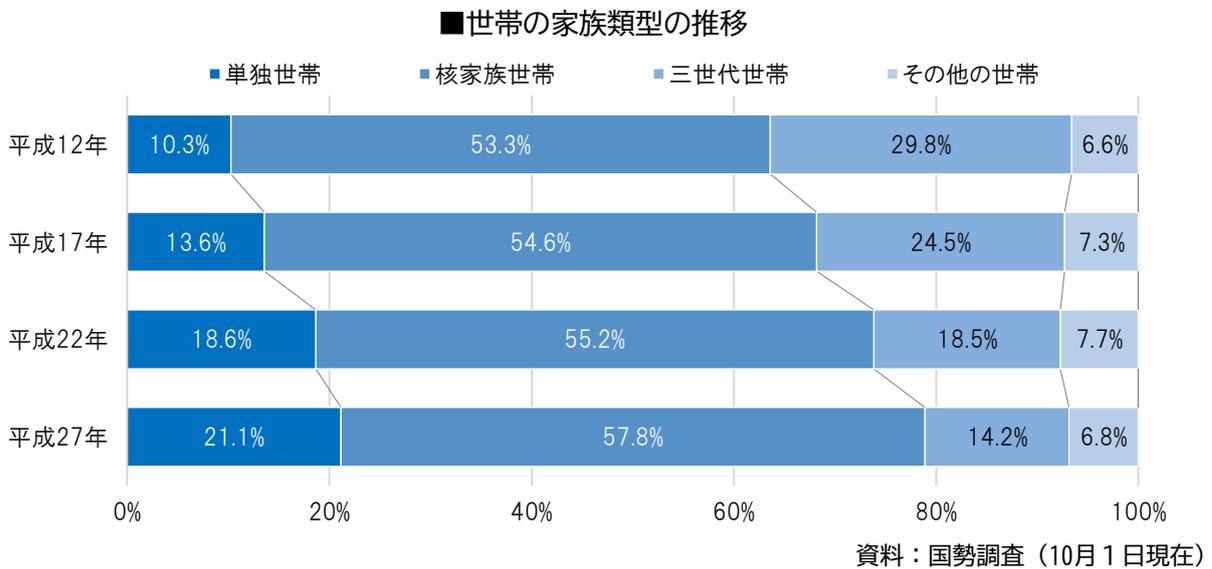
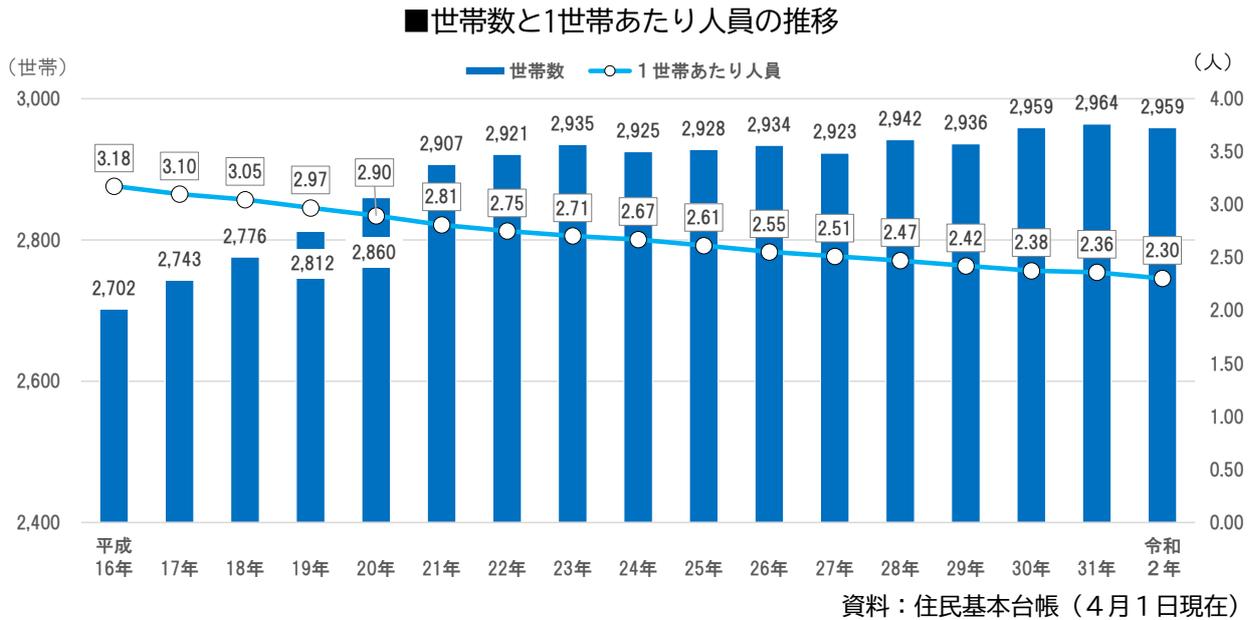


資料：国勢調査（10月1日現在）

(4)世帯の状況

世帯数は増加傾向にありましたが、令和2年は2,959世帯となり、横ばいに転じています。一方、総人口を世帯数で除した1世帯あたりの人員数は、減少傾向にあり、平成19年に3人を下回り、令和2年は2.30人となっています。

世帯の家族類型の推移について、国勢調査によると、単独世帯と核家族世帯が増加し、三世帯世帯は減少傾向にあり、世帯規模の縮小化が進んでいます。



第4章 時代の潮流

1. 人口減少と少子高齢化の進行

わが国の合計特殊出生率について、厚生労働省の人口動態統計月報年計（概数）によると、令和元年は1.36で微減傾向にあり、出生数は86万5千人で減少が続いています。

また、わが国の総人口は、平成20年をピークに減少局面に入っており、総務省の人口推計によると令和元年10月1日時点で1億2,616万7千人となっており、9年連続で減少しています。

令和元年の65歳以上の老年人口は3,588万5千人、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%で過去最高値となっています。

一方、15歳未満の年少人口は1,521万人で割合は12.1%、15歳～64歳の生産年齢人口は7,507万2千人で割合は59.5%となっており、年少人口、生産年齢人口の割合はともに過去最低値となっています。

今後、わが国においては、人口減少に続き令和5年をピークに世帯数が減少し、その構成も単身世帯、高齢者世帯が多くを占めることが予測されています。このような世帯数や世帯構成の変化は、世代間の交流や人と人とのつながりの力を低下させ、社会全体の活力の低下につながるおそれがあります。

また、多くの地域で社会的つながりを担ってきた町会・自治会等の地縁組織においても加入率の低下傾向が見られており、孤独の解消、地域コミュニティにおける人々の相互関係や結びつきを支える仕組みの強化のためには、既存組織の再構築や新たなつながりの育成が求められています。

2. 東京圏への人口集中の是正

総務省の人口推計（令和元年10月1日）によると、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県からなる東京圏には、3,700万人、日本の総人口の29%もの人が住んでいます。欧米の比較的人口の多い国では、首都圏の人口比率は5～15%程度であり、我が国における東京圏への人口の集中度合いは相当程度高いものとなっています。

平成27年からの状況を見ると、東京圏への転入超過数は増加傾向にあり、令和元年は日本人移動者で見て14万6千人の転入超過（24年連続）を記録しています。転入超過数は、20～24歳が最も多く、次いで、25～29歳となっています。

このように、東京圏への一極集中は継続しており、地方創生を進める上で、その流れを是正していくことが喫緊の課題となっています。

3. 新たな社会“Society 5.0”の到来

現在社会は知識基盤社会といわれ、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要となっていますが、この知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増しています。令和12年頃には、モノのインターネット (IoT) やビッグデータ、人工知能 (AI) 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会 (Society 5.0) の到来が予測されています。

Society 5.0は、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (2.0)、工業社会 (3.0)、情報社会 (4.0) に続く新たな社会像として国が提唱する未来社会のコンセプトです。

Society 5.0で実現する社会は、IoTで全てのヒトとモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、構造的な問題や困難な社会課題を克服することができるのではないかと期待されています。また、AIにより、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されると予測されています。

国では、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会を築くことを目指しています。

4. 持続可能な開発目標(SDGs)の実現

日本も含めた先進国は、物質的な豊かさを求め、経済優先の開発を進め、成長と繁栄の道を歩んできました。一方、このことは、開発途上国との間で、貧富や教育格差の拡大、地域的な食糧難などの問題とともに、地球環境への危機を生じさせることとなりました。

このような中、国際連合では、環境と開発に関して「持続可能な開発」という概念のもと、平成27年9月に開催された国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。国際的な行動計画であるアジェンダの中心にあるのが、17のゴールと169のターゲットから成る持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: 通称SDGs) です。

SDGsは、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的な目標で、令和12年までに実行、達成すべき事項を整理しています。“誰一人取り残さない (No one will be left behind)”という理念のもと、経済・社会・環境をめぐるグローバルな諸課題の解決を目指すものです。

わが国においては、平成28年5月に政府内にSDGs推進本部が設置されました。同年12月にはSDGsの実施指針が決定され、その達成に向けた地域での取組が進められています。

実施指針では、SDGs目標の達成には、国や企業だけではなく、広く全国の地方自治体による積極的な取組を推進することが不可欠とされています。自治体行政の規範や価値観が劇的

に変わるパラダイムシフトのための課題発掘、課題解決等のツールとして有効であるとされており、地方創生をはじめとした地域課題解決に向けた新たな体制を構築することが期待されています。

■SDGsの17の目標とメッセージアイコン



資料：国連広報センター

5. 地球環境と日常生活の両立

人類の将来にとって大きな脅威となる地球規模での環境問題に対する意識が高まっています。わが国では、農業をはじめ企業活動における環境に配慮した生産様式と環境配慮型製品の導入、地域住民による清掃活動などを通じた環境意識の高揚、日常生活におけるごみの減量化や再利用化などの生活様式の導入といった、一人ひとりがこの問題を意識し、行動することが求められていることから、産業界、住民、行政によるさまざまな取組が進められています。

今後、さらに環境対応を大きく推進するため、再生可能エネルギーの導入が急がれています。東日本大震災による電力供給能力の低下や、台風・大風による長期停電などの経験を経て、地域における自給的なエネルギーの確保に対する重要性が再認識されています。また、森林・河川等の自然環境の保全や生物多様性の確保、環境にやさしい自動車の導入促進、環境に配慮したライフスタイルの確立など、一人ひとりの取組とエネルギーの地産地消などの地域における環境対応を推進することで、地球環境と日常生活の両立を図っていくことが求められています。

6. 防災・防疫意識の高まり

地球規模の気候変動の影響と考えられる局地化・激甚化する風水害や土砂災害の多発、東日本大震災などの大地震による大規模な自然災害の頻発などを背景として、地域防災に対する意識が高まっています。

また、新型コロナウイルスなど、未知の感染症によるパンデミック(世界的大流行)や、異常高温の出現頻度の増加など、人々の健康リスクへの対応が急がれています。

自然災害への備えは、住民の生命と財産を守るために重要な対策であり、ハード・ソフトにわたる防災力の強化が求められています。

未知の感染症による影響は、健康リスクにとどまらず、事業不振に伴う解雇や倒産などの社会経済活動への影響も深刻なものとなります。

自然災害や新型コロナウイルスなどの未知の感染症に関するリスクを低減し、人々の日常生活の安全・安心を確保するため、防災・減災対策、感染拡大防止の取組の強化や、危機管理体制の確保などの対応が急がれています。

7. 人生100年時代への対応

医学の進歩や生活水準の向上により、男女ともに平均寿命が延伸を続けており、人生100年時代の到来が予測されています。

高齢化の進行に伴い、増大が懸念される医療・介護需要に対する供給体制の整備と医療・介護保険の持続性を確保するとともに、長寿時代における住民一人ひとりの生活の質(Quality of Life：通称QOL)を向上する健康寿命延伸事業を進めることが必要です。

また、さまざまな社会的変化を乗り越え、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯のさまざまなステージで必要となる能力を身に付け、発揮することが重要となります。誰もがいくつになっても学び直し、身に付けた知識・技能を生かし、地域において協働し、地域社会の諸課題解決のために活動するなど、一人ひとりが生涯にわたって活躍できる社会の実現が求められています。

8. ライフスタイルや働き方の多様化への対応

近年、人々の価値観やライフスタイルが多様化するとともに、未知の感染症対策などにより企業における働き方も変化してきています。

ライフスタイルについては、ゆったりとした生活を送るスローライフや田舎暮らしによる自然や地域とのふれあいを大切にする生き方、自給自足的な生活スタイルへのあこがれなど、

物の豊かさよりも心の豊かさや充足を求める方が増加しています。

働き方については、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の減少が進む中で、女性や高齢者の活躍が期待され、働き方の多様化や労働の質の向上が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、テレワークを導入する企業も増えてきています。

今後は、「仕事」と「家庭生活」のバランスがとれた多様な暮らし方を実現するとともに、企業の働き方の多様化も視野に入れ、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」にも注目しながら、地域社会での交流機会を確保し、協働・共助・連携の仕組みを構築しつつ、誰もが生涯を通じて活躍できる社会を実現していくことが求められています。



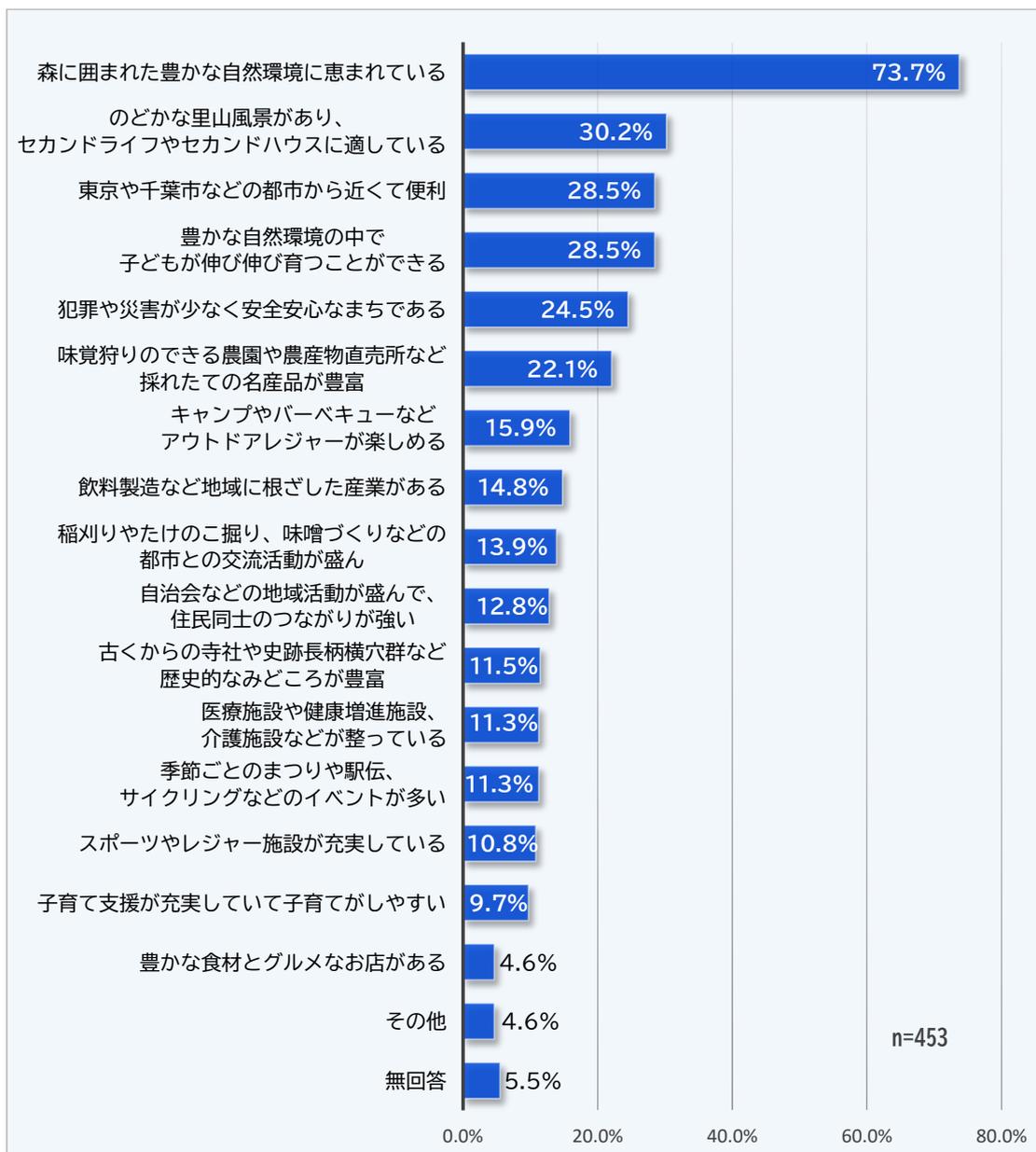
第5章 町民意識

1. アンケート調査にみる町民の意向

本計画を策定するにあたり、町民に対して実施したアンケート調査の主な結果は次のとおりです。

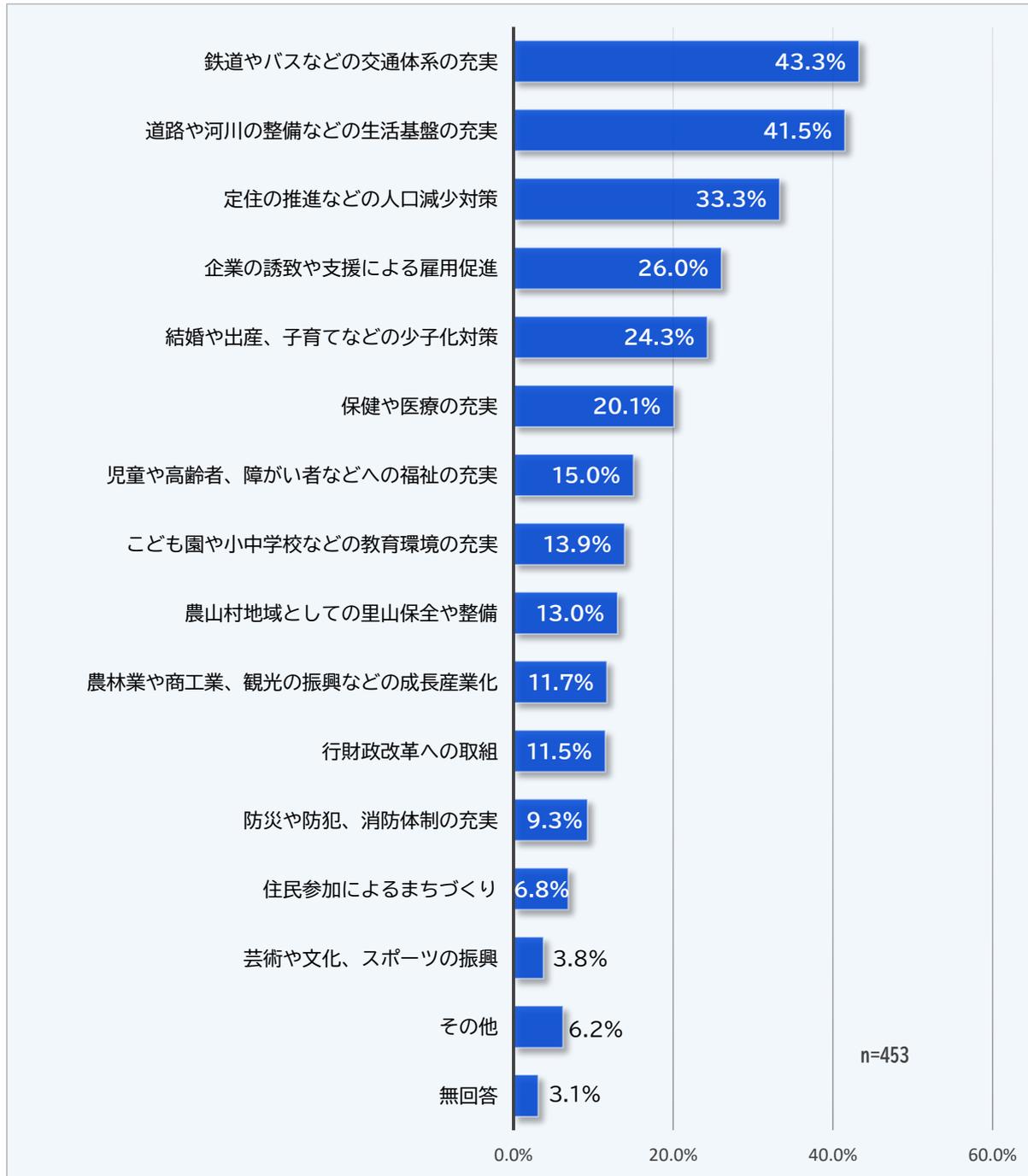
(1)長柄町の魅力

長柄町の魅力については、「森に囲まれた豊かな自然環境に恵まれている」が7割強で最も高く、次いで、「のどかな里山風景があり、セカンドライフやセカンドハウスに適している」が3割強、「東京や千葉市などの都市から近くて便利」と「豊かな自然環境の中で子どもが伸び伸び育つことができる」が3割弱となっています。



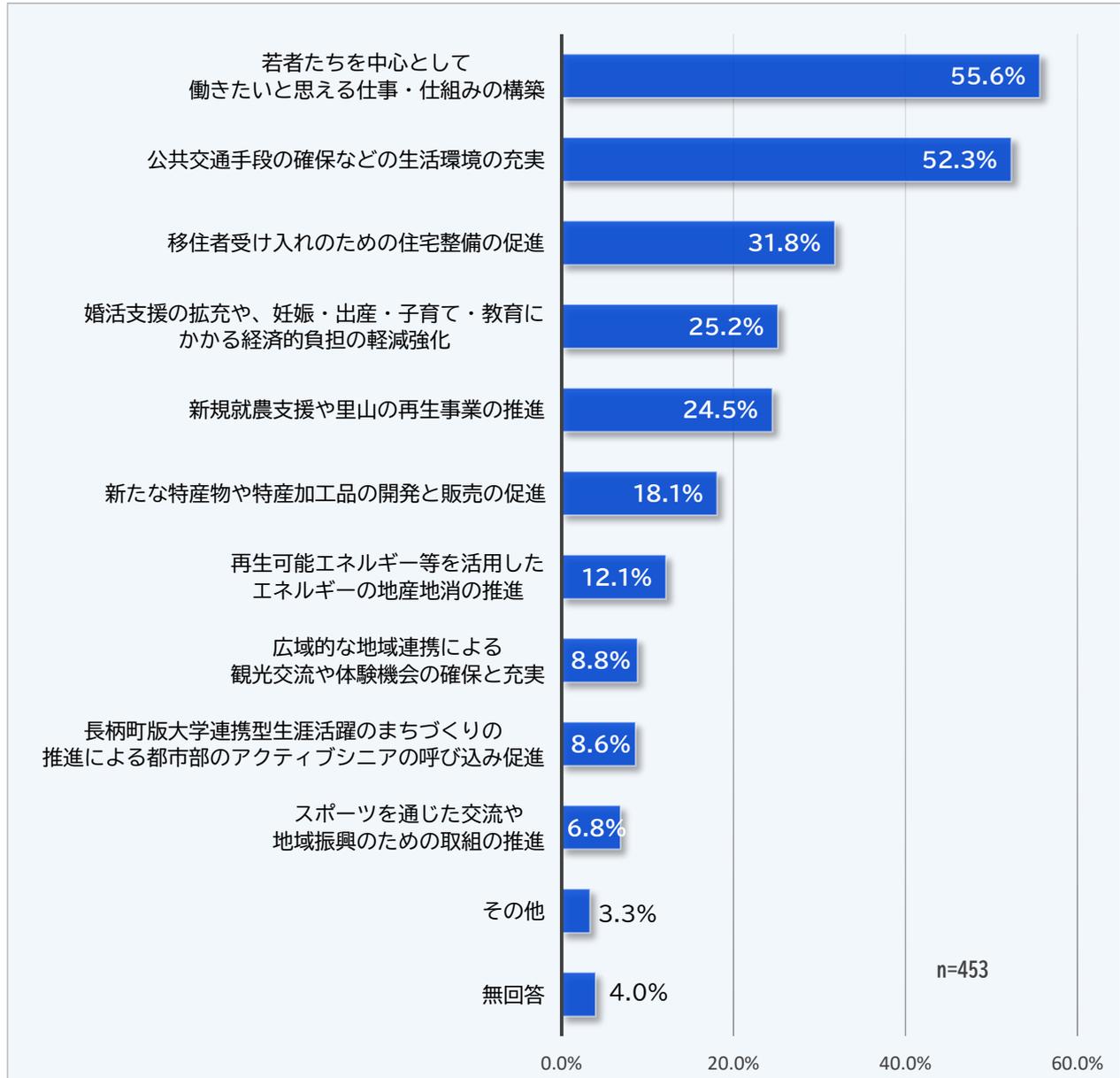
(2)今、長柄町が推し進めるべきこと

今、長柄町が推し進めるべきことは、「鉄道やバスなどの交通体系の充実」と「道路や河川の整備などの生活基盤の充実」が4割強で高く、次いで、「定住の推進などの人口減少対策」が3割強となっています。



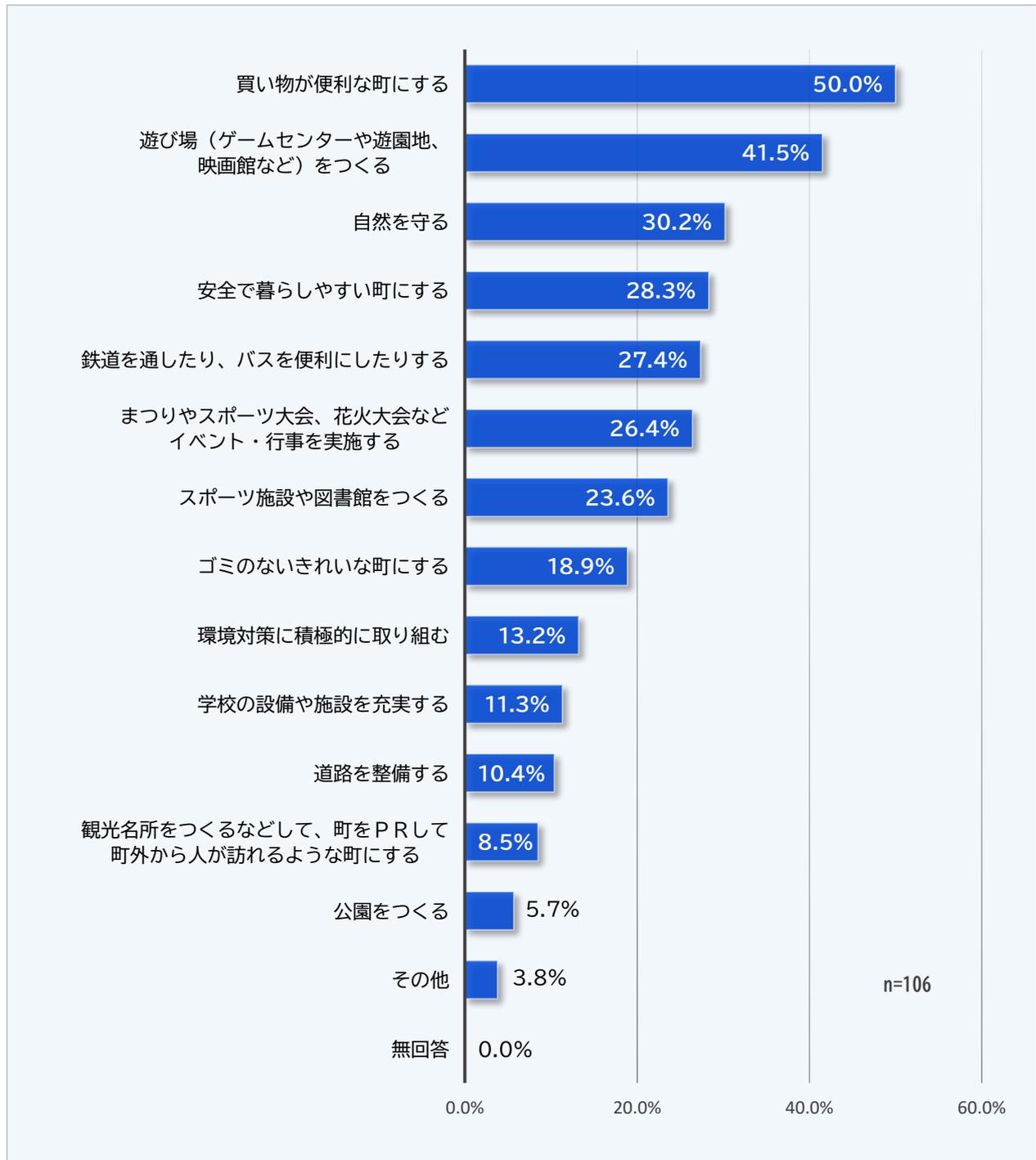
(3)地方創生でまちの活性化のために必要なこと

地方創生で今後まちの活性化のために必要だと思う取組は、「若者たちを中心として働きたいと思える仕事・仕組みの構築」が6割弱で高く、次いで、「公共交通手段の確保などの生活環境の充実」が5割強、「移住者受け入れのための住宅整備の促進」が3割強となっています。



(4)中学生に聞いた、もしも町長だったらやってみたいこと

町の中学生にもしも、町長だったらやってみたいことを聞いたところ、「買い物が便利な町にする」が5割で最も高く、次いで、「遊び場（ゲームセンターや遊園地、映画館など）をつくる」が4割強、「自然を守る」が3割となっています。



2. 小学生ワークショップにおける意見

本計画を策定するにあたり、世の中の変化や町の解決すべき課題、町民の希望を明確化するため、小学生（5年生・6年生）によるワークショップを実施しました。

(1)長柄町の好きなおところ

「長柄町の好きなおところ」をテーマにディスカッションしたところ、主に「長柄町の自然」、「長柄町の人」、「長柄町の施設」、「長柄町のイベント」の4項目に関する意見があげられました。

1 長柄町の自然

「自然が豊かなところ」「木が多いところ」を好きなおところにあげる児童が最多でした。また他にも「空気がきれい」「星がきれい」「動植物が多い」「景色が良い」など、長柄町の豊かな自然環境を好きなおところにあげる児童が多く見られました。

2 長柄町の人

自然に次いで、「長柄町の人が優しいこと」「人柄が良いこと」を好きなおところにあげていました。また他にも「美化活動に取り組んでいる」「犯罪が少ない」「老人との交流」など長柄町の人に関する良いところをあげる児童が複数見られました。普段から児童が長柄町の住民と積極的にかかわりあいをもっている姿が推測できます。

3 長柄町の施設

長柄町に2つあるプールや、長柄ダムなどの施設を良いところあげる児童も複数見られました。また、学校にエアコンが設置されていることなどをあげている児童も見られました。さらに、史跡長柄横穴群をあげる児童がいたり、グループ活動中に飯尾寺などの長柄町にある文化財の話をしている児童が見られたりと、地域の文化資源に関心を向ける児童も見られました。

4 長柄町のイベント

長柄町で行われる農林商工まつりや桜まつりなどのイベントを良いところとあげる児童も複数見られました。

これら4項目の良いところは、それぞれ独立しているわけではないようです。

「4 長柄町のイベント」であげられたイベントを例に挙げると、3月に行われる桜まつりは、さまざまな業種の長柄町の住民の力、桜の名所である長柄町の自然、地域の水がめの役割を果たしている長柄ダムや長柄町都市農村交流センターなどの長柄町の施設の調和がとれることで成立するものだと考えられ、児童の回答を見ても、農業や食、風景に関する回答は自然と人と施設の調和が必要不可欠といえます。4項目の要素それぞれの魅力と、それらの調和が取れている点が長柄町の魅力であるといえます。

(2)小学生が求める長柄町の将来像

長柄町に「あったらいいなと思うもの」をテーマにディスカッションをしました。ここで示された意見をもとに、小学生が求める長柄町の将来像についてまとめると次のとおりとなります。

1 買い物が便利でアクセスが良い町

6年生の「あったらいいなと思うもの」の第1位、5年生の第2位はスーパーマーケットでした。活動中も、複数の児童から「長柄町はスーパーマーケットがないから茂原まで行かなければならない」という声が多く見られました。他にも、ショッピングモールや駅などを求める意見が複数見られ、買い物の利便性、他地域へのアクセスの良さを強く求めていることが分かります。

2 安全で暮らしやすい町

歩道の整備を求める意見が複数見られました。また、その他にも外灯の設置や、倒木の伐採（この意見に関しては2019年の秋に発生した台風の影響も想定される）など毎日通る道を安全にしてほしいという要求が複数見られました。その他にも、高齢化に備えて老人ホームの設置を求めるなど、長柄町の安全、暮らしやすさを求める意見が多くありました。

3 人びとの遊び場がある町

公園の整備を求める意見が複数見られました。他にも、プール、テーマパーク、映画館、ゲームセンターなどの娯楽施設を求める意見も複数見られました。

第6章 まちづくりの基本課題

本町の新たなまちづくりに向けた基本課題を整理すると次のようになります。

1. 首都圏における自然豊かな地域としての対応

(1)土地利用の高度化

長柄町の魅力について「自然の豊かさ」をあげる住民が多くなっています。首都圏における貴重な自然環境として、その役割が求められており、農業的土地利用と都市的土地利用の適切な調整が必要となっています。

本町の豊かな水と自然を保全しつつ、住民生活の利便性向上や産業振興を図るため、自然環境と調和した持続可能な都市機能の整備が求められます。

特に、まちの新たな玄関口である茂原長柄スマートインターチェンジ周辺の土地利用については、計画的な土地利用を推進することで、町民の利便性向上や町の産業振興、加えて、新たなヒトの流れを生む契機となることが期待されています。

(2)自然環境の保全と活用

本町の豊かな自然を守るため、里山の再生、遊休農地の活用、ごみの不法投棄の防止などを進めるとともに、豊かな自然環境をPRすることによる移住・定住の促進と交流人口や関係人口の増加など、町の魅力である自然環境の利活用が求められます。

2. 人口減少と少子高齢化の進行への対応

本町においても、国勢調査によると、平成7年以降人口減少が続くとともに、平成27年10月1日時点の年齢3区分別人口の割合は、年少人口が8.4%、生産年齢人口が54.2%、老年人口が37.4%となっており、国の状況を上回って少子高齢化が進行しています。

このように、人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況にあり、さらなる取組の推進が必要となっています。

東京圏など都市部への人口集中の是正が求められています。本町においても、男女ともに20代において、転出が転入を上回る転出超過が最大の年代となっています。転出先は、東京、神奈川への転出もありますが、男女とも県内（千葉、茂原、市原、船橋）への転出が多くなっています。

このため、人口減少の緩和や地域経済の発展、誰もが活躍のできる活力ある地域社会を形成する地方創生の歩みを今後も止めることなく、自然豊かな町の魅力を発信しつつ、都市住民を中心とする移住・定住の促進を図ることが求められます。

3. 生涯活躍のまちづくり

わが国では、人生100年時代の到来が予測されています。地域において明るい長寿社会を構築するため、健康上の問題に制限されることなく日常生活を送ることができる期間である「健康寿命」を延伸するとともに、病気やけがをしても早期に社会復帰できるよう医療・介護への良好なアクセスの確保、地域社会とのつながりや、活躍のできる場と役割の確保などが求められています。

本町では、「長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想」を掲げ、町内に存する総合健康スポーツ施設の「リソルの森」を運営するリソルホールディングス及びさまざまな知的資源を有する千葉大学、地域住民との交流促進や医療機関等との連携支援を行う本町の三者連携により、地域資源の活性化と、都市住民の移住定住を推進し、地域住民とともに生涯にわたり健康かつ活動的で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

今後は、「長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想」があらゆる分野の総合施策であることの認識を高め、都市住民を中心とする移住定住を推進し、地域住民をはじめ関係人口等も含め、誰もが居場所と役割を持ち、生涯を健康かつ活動的で安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組み、未来へのバトンをつなぐことが必要です。

4. 地域特性を活かした産業振興

(1) 農業の再構築

本町の農業は、農業従業者の高齢化や後継者不足が顕在化し、経営耕地の減少や耕作放棄地の増加への対応が大きな課題となっています。

町の基幹産業である農業を魅力ある産業とするよう再構築を図るべく、企業型農業への転換、付加価値の高い特産農産物の生産と供給体制づくりなど、稼げる農業を促進する必要があります。

また、高齢者や障がい者の社会参画や生きがいづくり、地産地消の推進、今後危惧される世界的な食糧確保難にも対応するため、地域の食糧自給率を高める農業の振興も図る必要があります。

(2) まちの利便性向上と活性化を目指す商工業の振興

町民・中学生アンケートや小学生ワークショップにおいて、買い物の利便性向上を求める意見が多くみられます。また、町民アンケートでは雇用の場を確保するため、働く場と仕組みの確保に対するニーズは高くなっています。

本町では、まとまった商業集積は形成されておらず、工業団地等も存していません。このため、今後は、住民の生活必需品等の購買需要に対応するための商業機能や店舗

以外も含めた新たなサービスを確保する必要があります。

工業については、茂原長柄スマートインターチェンジ開通を契機とした企業誘致や既存企業の健全発展に向けた支援などを推進することが求められます。

(3)地域資源を活用した交流人口・関係人口の創出と拡大

人々の生活様式や人生観は物の豊かさよりも心の豊かさや充足を求める方向に変化しています。

本町の豊かな自然や伝統的行事、歴史・文化的資源、各種レクリエーション・リゾート施設などの資源を生かした「交流人口」とともに、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の創出と拡大が求められます。

また、未知の感染症への対応やワークライフバランスの実現に向けて、テレワークの導入推進など企業や団体の働き方が変化してきています。このような変化を捉え、町内へのサテライトオフィスの誘致やコワーキングスペースの設置なども促進していくことが求められます。

5. 町民生活の利便性向上

車社会の進展や利用者の減少に伴い路線バスの維持が困難になるなど、生活のための移動手段の確保が課題となっています。

本町では、民間バス交通が公共交通の中心的な役割を担っていますが、経営上厳しい状況にあります。

今後は、バス路線の維持・充実、高齢者等外出支援タクシー利用助成制度の拡充とともに、運転支援技術や自動走行などの先進技術の活用も視野に入れた新たな交通体系の整備に向けた検討が求められます。

買い物の利便性向上に関しては、町民のニーズが高くなっています。しかし、本町では、商業施設の集積がなされていないことから、近隣市の商業施設の利用者が多くなっています。

今後は、茂原長柄スマートインターチェンジ周辺への商業施設の誘致や、食料品や日用品を取り扱う商業機能の整備促進とともに、買い物困難者に対応した新たな形態のサービスの導入促進などを図る必要があります。

6. 災害に強いまちづくり

本町は、災害や犯罪の少ない安全・安心なまちというイメージが町民の間で浸透していました。

しかし、令和元年9月の台風15号と10月の台風19号及び豪雨による大きな災害が発生し、甚大な損害を被ったことから、災害に対する町民の意識が一変しました。

今後も地球規模での気候変動が想定され、大規模な風水害などの発生から町民の命と財産を守るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力も得ながら、防災及び減災対策を強化し、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

7. 持続可能なまちづくり

近年、情報通信技術をはじめとしたテクノロジーが飛躍的に進歩し、そのスピードも増しています。少子高齢化や人口減少の進展など、わが国における構造的課題の解決が新しい技術を応用することで可能になるのではないかと期待されます。

また、IoTやAI、ロボット技術は社会経済に新たな価値をもたらすとともに、世帯の人員の縮小が続く家庭における家事や、人材確保が困難となっている介護・医療など生活サービスの分野に加え、行政サービスにおいても新技術の応用に期待が寄せられます。

少子高齢化と人口減少が続く本町においても、個人情報保護に十分配慮しつつ、新たな技術の恩恵をいち早く取り入れられるよう情報基盤の整備や積極的な新技術の導入を進めることが必要です。

産業活動や住民生活の営みにおいても、地球環境との調和を図ることが求められます。温暖化対策や資源の有効利用・再利用などを行う循環型社会の実現に取り組むとともに、災害対策も念頭においた再生可能エネルギーの積極的な導入によるエネルギーの地産地消の推進、新技術を導入したスマート農業の推進、環境に配慮した住宅や建築物の整備促進や災害時の電源としても活用できる電気自動車の導入促進など、環境と調和した持続可能なまちづくりを進めることが求められます。

さらに、本計画の策定及び計画の推進にあたっては、“誰一人取り残さない”という理念のもと、経済・社会・環境をめぐるグローバルな諸課題の解決を目指すSDGsの17の目標を念頭に置き、各種施策・事業の設定と推進を行い、目標の実現に寄与することが求められます。

8. 町民参画と地域連携によるまちづくりの推進

少子高齢化と人口減少が進展し、経済活動についても成熟期を迎える中で、地方公共団体が安定的な財源を確保し、持続的な行財政運営を進めるためには、地域住民のまちづくりへの参画と協働をはじめ、町内外の企業・事業主、また、周辺地域との連携強化が不可欠です。

「生涯活躍のまち構想」の実現に向けて、町民、企業・事業主、行政と周辺自治体、交流人口や関係人口の人たちも含め、一人ひとりが「わが町ながら」という意識を高めつつ、連携と協働を深化させることが求められます。

第7章 まちづくりの基本理念

人は誰でも美しい自然のなかで健康で安心して暮らせることを、そして、生き生きと輝いて働き、学び、ふれあえることを願っています。そのような生活の中から人それぞれの幸せが生まれてきます。

本町のまちづくりは、本町に住むすべての人が「住んで良かった」「住み続けたい」と思える町、そして「ふるさと」として愛着を持ち、誇れることができる「生涯活躍のまち」を目指すものとします。

また、まちづくりの主体は町民であることを基本とし、町民参画と協働によるまちづくりを推進します。



第8章 まちの将来像

水と緑と笑顔が輝く ヒューマンリゾートながら

長柄町は、貴重な自然資源を有しています。住民の皆がその恩恵を受けて歩んできました。

この豊かで貴重な自然を一層大切に、守っていくことで、水と緑の輝く美しいまちを舞台に、自然を愛し、人を愛する人々が生き生きと活躍することで、一人ひとりの目が輝き、笑顔も輝きます。

笑顔輝く人々が町中にあふれるとき、子どもからお年寄りまで、生涯活躍のできる“ヒューマンリゾートながら”の実現に向けて共に生きる町となります。

水と緑と笑顔が輝く

恵まれた自然を守り、地球環境と共生するまちを目指すとともに、人と自然を愛する思いやりのある生き生きとした笑顔輝く人づくりを目指します。

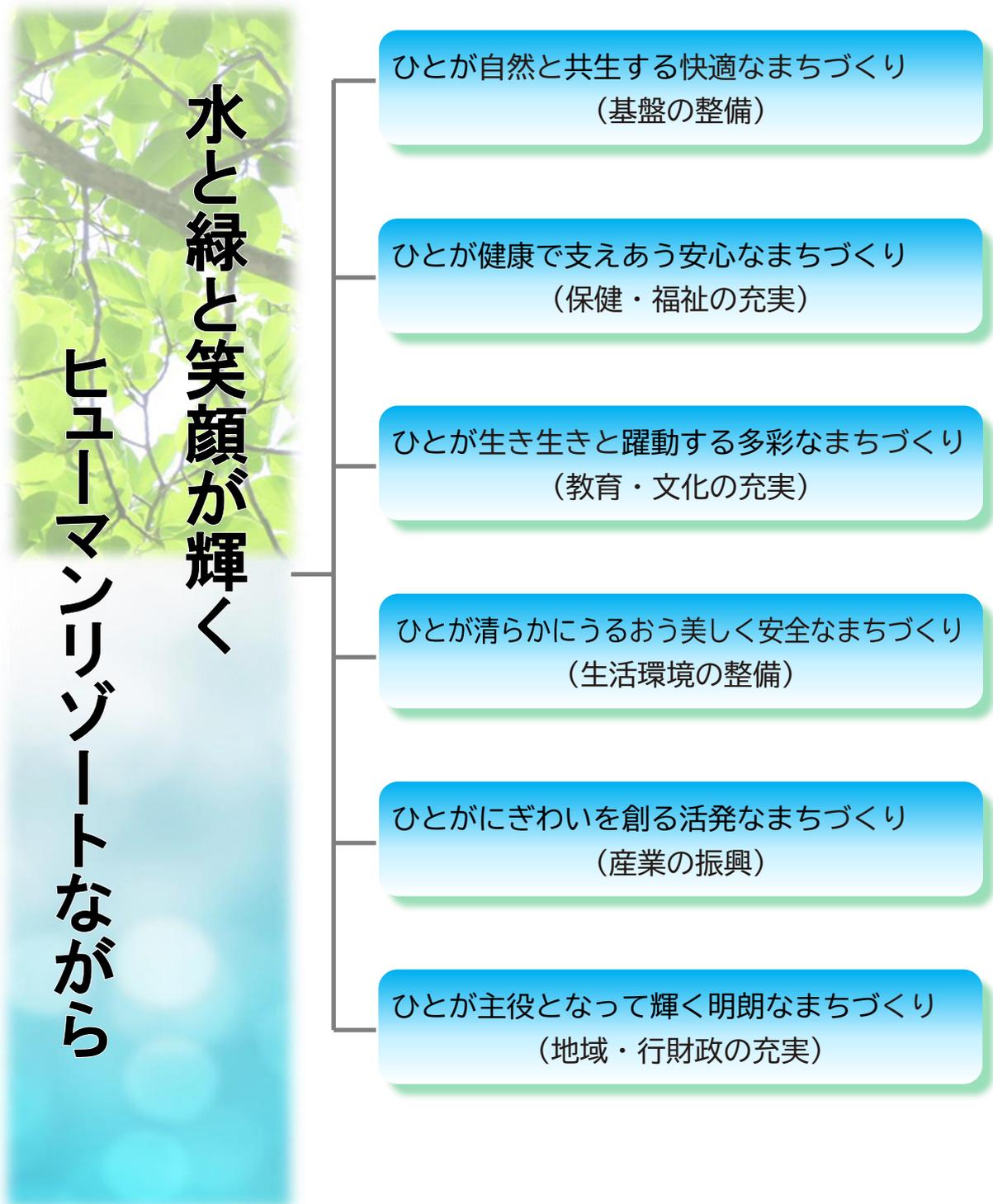
ヒューマンリゾートながら

あらゆる世代やさまざまなライフスタイルを持つ人々が互いを認め合い、自然環境や生物多様性を尊重し、心優しく生涯を健康かつ活動的で安心して過ごすことのできるまち“ながら”を目指します。

第9章 まちづくりの基本目標

1. まちづくりの基本目標

「水と緑と笑顔が輝く ヒューマンリゾートながら」を実現するためのまちづくりの基本目標は次のとおりとします。



第10章 土地利用構想

1. 土地利用における課題

本町は、市街地が未形成であり、主要地方道をはじめとする県道沿いに集落が分布しています。地目別面積では、山林が最も多く、次いで、田、畑の順となっています。これに河川、ダム、牧場、原野などを含めた自然的土地利用が大半を占め、都市的な土地利用は宅地を中心としてわずかです。

地目別面積については、田、畑の面積は徐々に減少し、宅地は微増傾向にあります。

このような中、長期的には自然を保全しつつ、美しい町をつくっていくためには、農林業利用をはじめとした自然的土地利用と生活利便性の向上を目的とした都市的土地利用の調和を図っていくことが重要な課題です。

2. 土地利用の方向

(1) 農地の都市的な土地利用への転換

優良農地の保全を図ることを基本とし、住宅地や道路、商店や事業所などの都市的な土地利用計画に合わせ、自然環境の保全に配慮しつつ、農地の計画的な土地利用の転換を推進します。

住宅地については、良好な住環境の創出を図ります。

道路については、茂原長柄スマートインターチェンジ周辺道路の整備、幹線道路や公共施設、商業施設などへのアクセスが便利となるよう用地の確保を図るとともに、災害時の避難路となる道路の確保を進めます。

(2) 緑とうるおいの空間の創出

山林や樹木の保護を図り、緑の空間を保持するとともに、里山や竹林の整備の促進、公園・緑地の整備を推進し、人がふれあう緑とうるおいの空間の創出を図ります。

(3) 産業構造の変革のための土地利用の推進

社会経済動向に対応し、活力のある産業振興を図るため、常に新たな産業の創出を意識しながら土地利用を推進します。

(4) 農用地

農業を取り巻く環境が厳しくなる中で、遊休農地も多く見られ、利用形態については、さまざまな角度から検討を加えていく必要があります。

都市的土地利用の需要増大に合わせ、計画的に土地利用の転換を図っていきますが、優良農地については、一層の基盤整備と農業生産の場としての保全を推進し、優良農地以外についても、サポート付き貸し農園、シェア農園、体験農園、うるおいの場などとして保全を図っていきます。

(5)山林

山林は、本町で一番面積の多い地目であり、貴重な自然資源となっています。

山林については、本町における貴重な緑を限りある資源として再認識し、里山や竹林を整備、保全するとともに、特用林産物の生産の場、山林の持つ保健休養や水源涵養、レクリエーションや森林学習の場などの機能を発揮するよう活用していきます。

(6)水面・河川・水路

河川・水路は、町民の命と財産を洪水被害から守るとともに、農業用水として重要な機能を持っており、その機能を十分に果たすよう整備を図っていく必要があります。

一方で、本町を流れる河川においては、貴重なリバーフロントとして、河川沿いなどは町民の憩いの場、自然とのふれあいの場などとしての機能を持っており、そのための水辺空間の創出を図るよう整備していきます。

(7)道路

道路は、町民のさまざまな活動のための移動手段の場として存在しています。

本町では、新しい玄関口となる圏央道茂原長柄スマートインターチェンジが開通しました。本町は、東京国際空港（羽田空港）と成田国際空港（成田空港）の中間点に位置しており、新たな玄関口を活用した企業進出や物流拠点の進出も期待されています。

このため、茂原長柄スマートインターチェンジ周辺の新たな土地利用構想を描くことで、国・県道の幹線道路の整備と併せ、計画的な土地利用の推進を図ります。

町道の整備は、今日までの整備推進により一定の水準に整いつつあり、今後は安全性を重視した道路の維持管理に努めるとともに、花や樹木などによる美しい景観の創出、歩行者、特に高齢者、障がい者、子どもや親子連れに配慮した道路となるよう整備していきます。

農道については、農業の生産性の向上と農地の適切な管理を図るため、必要な土地の確保を図り、自然環境の保全に配慮した整備を推進します。

(8)宅地

1)住宅地

今後も豊かな自然に囲まれて暮らしたいという人々の増加が見込まれることから、本町のような立地条件、環境を有する地域では、まちづくりの目標と整合性を持たせるよう良好で美しい住環境の創出に努める必要があります。

そのため、開発指導要綱などに基づいた優良な宅地の開発を進めていきます。

2)工業地

経済の動向、企業進出や既存企業の動向を的確に把握しながら、工業に適した用地の確保を検討し、優良企業の誘致や既存企業の事業拡大の支援に努めます。

3)その他の宅地

その他の宅地については、新たな事業・商業集積地の形成を促進します。

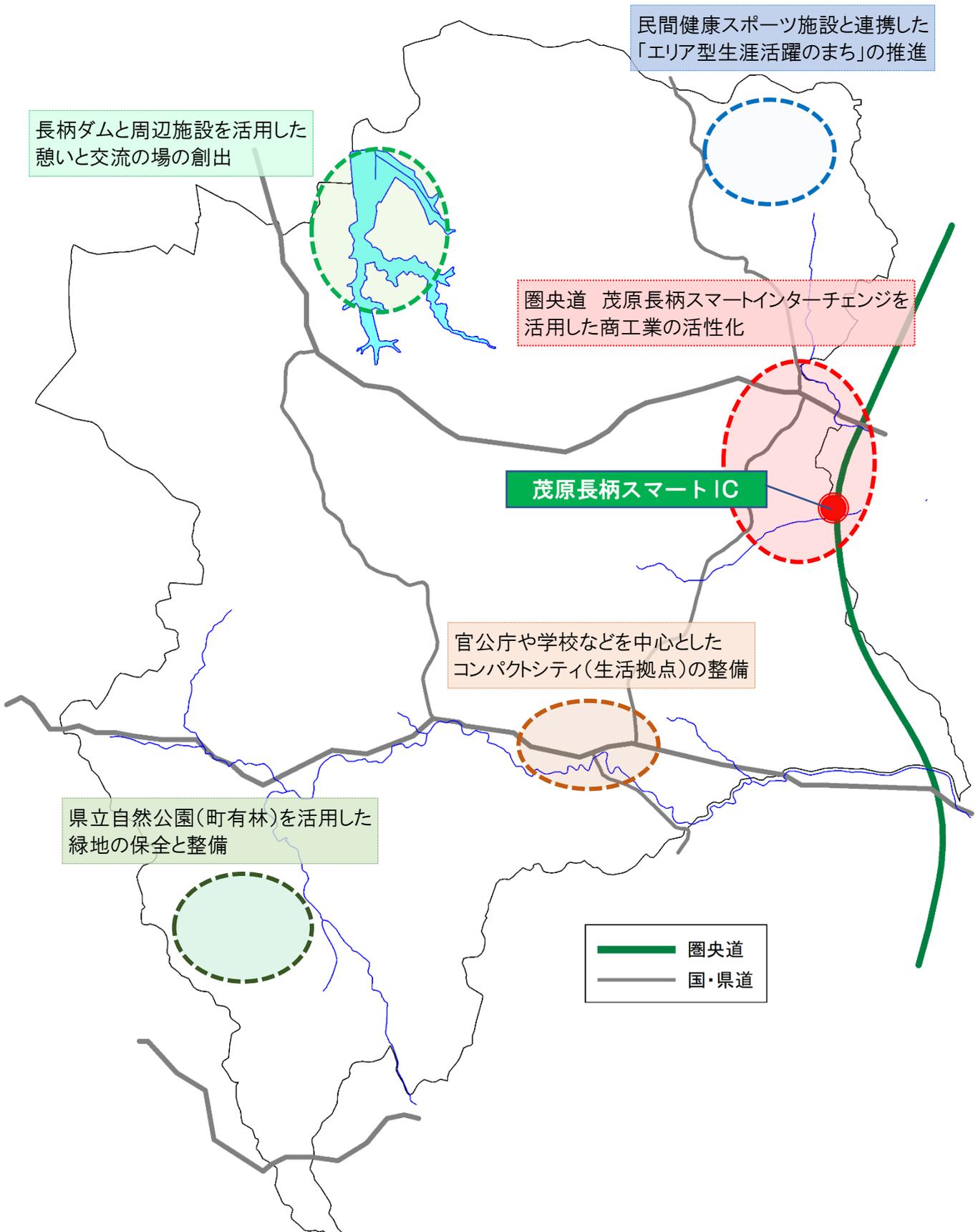
(9)その他

その他には、文教施設、厚生福祉施設などの公共施設がありますが、それらについては、町民の生活の利便性の向上と本町の美しいまちづくりに沿うよう、土地の確保や集積を行い、整備を進めていきます。

また、圏央道茂原長柄スマートインターチェンジが完成し、病院、介護・福祉、健康、物流、物販などの周辺施設とリンクした新たな土地利用の転換が考えられ、さまざまな角度からの検討を加えながら、「生涯活躍のまち」の実現に向けた対応に努めます。



■土地利用構想イメージ図



第11章 施策の大綱

まちの将来像と基本目標を実現するため、施策の大綱は次のとおりです。

1. ひとが自然と共生する快適なまちづくり(基盤の整備)

自然と共生する快適なまちづくりを目指していくには、自然をはじめとする地球環境を保全していくという観点で、長期的な視点に立った土地利用を基本とし、交通基盤、情報通信基盤、産業の生産基盤、電気・上下水道などの生活の基盤を整備していくことが必要です。

このため、自然と調和した土地利用を推進し、美しいまちとなるようデザインする中で、道路、上下水道、情報通信基盤、産業の生産基盤などの都市的基盤の整備を図るとともに、環境に配慮した住宅整備の促進、非常時を想定した電源確保など、常に快適なまちづくりを推進します。

2. ひとが健康で支えあう安心なまちづくり(保健・福祉の充実)

心身ともに健康で生涯をとおして安心できる毎日を送ることは町民すべての願いです。

今日、ライフスタイルや価値観は多様化し、地域の中で自らの能力を活かし生きがいを持って生活できる環境づくりが必要です。

そのために、子ども・子育て支援の充実、安心して利用できる保健・医療体制や介護サービスの充実、町民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりや介護予防、高齢者や障がい者の生きがい対策への支援などが重要です。

そして、高齢化・核家族化が急激に進展していく中で、お互いに見守り支えあう地域包括ネットワークの仕組みを強化し、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせる地域社会を実現するためのまちづくりを推進します。

3. ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり(教育・文化の充実)

すべての人々が日々の暮らしの中で、知識や技能を活かし、心を豊かに笑顔があふれ、生き生きと生活していくことを望んでいます。

学校教育においては、子どもたちが自立して多様な人々と協働し、創造力を発揮しながら社会で豊かな人生を送ることができるよう、生きて働くための「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の3つを柱とした資質・能力の育成を図ります。

また、人生100年時代の到来も想定し、町民一人ひとりが生涯を通して知識や技能の習得、

心と身体を鍛え、元気に躍動した人生を送ることができるよう、そして、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を生かすことができるような環境を充実させます。さらに、本町の自然、歴史、文化などに関する活動が行われるよう、学習機会の提供を推進します。

4. ひとが清らかにうるおう美しく安全なまちづくり(生活環境の整備)

人が清らかにうるおう美しく安全なまちづくりを目指すには、災害や交通事故などから住民を守り、ごみの不法投棄などがない美しいまちづくりに取り組む必要があります。

このため、防災・減災、防犯、消防・救急体制の充実、交通安全対策の推進など、町民生活における基本的な生活環境を確保するとともに、地球環境への負荷の少ない循環型社会の構築や再生可能エネルギーの積極的な導入促進を図り、自然にやさしいまちづくりを推進します。

5. ひとがにぎわいを創る活発なまちづくり(産業の振興)

産業は生活の基盤であり、日々の糧と町民生活に豊かさとゆとりをもたらします。特に農林業については、生産活動の場であるとともに、農地の持つ多面性（水源のかん養、自然環境の保全・災害防除・稲作文化の伝承・食料の安定供給の確保・不測時における食料の安全保障）からも農林業が元気であることは町の活性化に不可欠です。

このため、担い手農業者や新規就農者の育成、営農組合や集落営農の促進、IoTやAI、ロボット技術を活用したスマート農業の推進を図り、併せて収益向上のために、高収益作物の生産や遊休農地を活用した新たなビジネス、流通・販路対策への支援、農林業の6次産業化（1次産業×2次産業×3次産業）を推進します。

また、グリーン・ツーリズムや道の駅をはじめとした直売所などの既存事業の一層の充実を図ります。

商工業については、既存する企業・事業主の経営支援と企業誘致、新しい産業や起業家の進出を支援し、町民の働く場と働く仕組みが充実したまちづくりを推進します。

6. ひとが主役となって輝く明朗なまちづくり(地域・行財政の充実)

経済が停滞する中、限られた財源を有効に活用し、多様化、個性化する町民ニーズに沿ったまちづくりを推進するには、行政と町民の意思の疎通、連携・協働体制の確立が重要です。

本町では、広報・広聴活動（町ホームページ・広報ながら、懇談会の開催など）の充実を図り、町民と行政が情報を共有し合うことにより、つながりを強化し、ともに力を合わせたまちづくりの環境を整えていきます。そして、町民が主体的に行政へ参画するよう促進する

とともに、コミュニティ活動の支援を通して、住民自治の理念に根ざした地域づくりを推進します。

また、地域主権が進む中、多様な町民ニーズに対応できる柔軟かつ健全な行政基盤を確立するため、常に自主財源の確保に努め、「選択と集中」による事業の見直しや情報処理技術をはじめとした新技術の導入に努め、行財政改革を推進します。



第12章 施策の体系

水と緑と笑顔が輝く
ヒューマンリゾートながら

ひとが自然と共生する快適なまちづくり
(基盤の整備)

計画的な土地利用の推進
道路の整備
公園・緑地の整備
河川・水路の整備
上・下水道の整備
公共交通の充実
情報通信基盤の整備
地籍調査の推進

ひとが健康で支えあう安心なまちづくり
(保健・福祉の充実)

保健・医療の充実
福祉の充実

ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり
(教育・文化の充実)

幼児教育の充実
学校教育の充実
生涯学習の充実
生涯スポーツの推進
文化財の保護
交流活動の推進

ひとが清らかにうらおう美しく安全なまちづくり
(生活環境の整備)

ごみ・し尿処理の推進
環境保全の推進
美しい景観の創造・保全
住宅の整備充実
交通安全の充実
防災・消防・防犯の充実
建築物の安全性の確保

ひとがにぎわいを創る活発なまちづくり
(産業の振興)

農林業の振興
商工業の振興
観光・余暇産業の振興

ひとが主役となって輝く明朗なまちづくり
(地域・行財政の充実)

コミュニティの充実
男女共同参画の推進
行政の充実
財政の充実

第2編

前期基本計画

● 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて ●

国連で採択したSDGsは、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的な目標で、令和12年までに実行、達成すべき事項を整理しています。“誰一人取り残さない（No one will be left behind）”という理念のもと、経済・社会・環境をめぐるグローバルな諸課題の解決を目指すものです。

わが国においては、平成28年5月に政府内にSDGs推進本部が設置されました。同年12月にはSDGsの実施指針が決定され、その達成に向けた地域での取組が進められています。

実施指針では、SDGs 目標の達成には、国や企業だけではなく、広く全国の地方自治体による積極的な取組を推進することが不可欠とされています。

このため、本町では、それぞれの施策におけるSDGsとの関連性を明らかにし、本計画の推進を通じてSDGsの達成を目指すものとし、本編中にはSDGsの17ゴールのうち関連するアイコンを付しています。

<p>1 貧困をなくそう</p>  <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>  <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <p>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>  <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>  <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>				

資料：国連広報センター

第1章 ひとが自然と共生する快適なまちづくり

(基盤の整備)

1. 計画的な土地利用の推進



現況と課題

- 本町は、総面積 47.11 km²で、地形は山が多く起伏に富んでいます。
- 地目別面積では、山林が最も多く、次いで、田、畑の順となっています。田、畑の面積は、徐々に減少しており、宅地は微増する傾向にあります。市街地は未形成で、主要地方道をはじめとする県道沿いに集落が分布しています。
- 今後は限られた町土を有効に活用するため、社会経済環境に適応するとともに、将来展望に立った適切な土地利用を計画的に図っていくことが必要です。
- 圏央道茂原長柄スマートインターチェンジが開通し、新たな玄関口ができたことにより、ヒトやモノの流れが変わる可能性があります。スマート I C は、成田空港と羽田空港の中間点に位置し、企業進出や物流拠点の進出が期待されることから、この好機を逃さないよう計画的に取り組むことが望まれます。

■地目別土地面積の推移

(m²)

	田	畑	宅地	山林・原野・ 牧場	雑種地 (ゴルフ場)	その他
平成 20 年	7,250,665	4,865,983	2,534,823	16,783,511	2,522,251	13,242,767
平成 22 年	7,234,457	4,811,917	2,575,616	16,834,447	2,522,248	13,221,315
平成 27 年	7,189,168	4,779,125	2,661,973	16,709,396	2,238,611	13,531,727
平成 30 年	7,186,735	4,634,718	2,717,769	17,258,872	2,361,646	12,950,260

長柄町税務住民課

取組の方針

- 土地は、町民共通の財産であり、まちづくりの骨格をなすものです。
- 土地利用にあたっては、町の将来像を実現し、町民の豊かで健康かつ文化的な生活に向け、社会経済環境に適切に対応した計画的な利用を進めます。

取組の内容

(1) 農業振興地域整備計画の見直し

○本町を取り巻く社会経済環境の変化を的確に捉え、農業の振興と都市的かつ快適な環境を創出するため、農業振興地域整備計画の見直しを図ります。

(2) 条例、要綱などによる誘導

○快適な住環境をつくり、人口減少の緩和を図るため、関連する条例や指導要綱を見直すとともに、それらに基づいた土地利用を誘導します。



2. 道路の整備



現況と課題

- 本町の道路は、国道が1路線（国道409号）0.4 km、県道が4路線（千葉茂原線、市原茂原線、日吉誉田停車場線、長柄大多喜線）25 km、町道が939路線291.2 km及び農道・林道で構成されています。
- 令和2年2月には、長柄町と茂原市、東日本高速道路株式会社関東支社が整備を進めてきた首都圏中央連絡自動車道「茂原長柄スマートインターチェンジ」が開通しました。圏央道に関係する国道・県道は、未整備区間が多く、道路アクセスの充実が課題となっています。
- 町道においては、全体の改良率は56.9%、舗装率は68.1%となっていますが、そのうち1・2級の幹線町道では、令和元年度末で改良率が98.3%、舗装率は99.0%となっており、一定の水準が達成されています。しかしながら、道路整備の完了後、年月の経過した路線は老朽化が著しく、順次維持管理を図る必要があります。
- 橋りょうについては、平成30年1月現在、59橋の道路橋（橋長2m以上、側道橋は1橋で計上）があります。平成24年度に長寿命化修繕計画を策定し、平成26年度～29年度の4箇年で、9橋の補修及び予防保全対策を実施し、事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理へと転換を図っているところです。

■町内の道路の実延長、舗装率の推移(各年3月末現在)

	国道		県道		町道			農道	林道
	実延長 (m)	舗装率 (%)	実延長 (m)	舗装率 (%)	実延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)	実延長 (m)	実延長 (m)
平成25年	442	100.0	25,566	100.0	290,260	56.9	66.4	2,681	2,664
平成26年	442	100.0	25,566	100.0	291,390	56.8	66.8	2,681	2,664
平成27年	442	100.0	25,566	100.0	291,388	56.8	66.9	2,681	2,664
平成28年	442	100.0	25,566	100.0	291,200	56.9	67.2	2,681	2,664
平成29年	442	100.0	25,566	100.0	291,199	57.0	67.5	2,681	2,664
平成30年	442	100.0	25,566	100.0	290,601	56.9	67.7	2,681	2,664
平成31年	442	100.0	25,566	100.0	290,599	56.9	68.0	2,681	2,664
令和元年	442	100.0	25,566	100.0	290,295	56.9	68.1	2,681	2,664

長柄町建設環境課・産業振興課

取組の方針

- 国・県道の幹線道路は、関係機関に整備の推進を強く要請します。
- 町道については、幹線道路や公共施設へのアクセスを向上するための整備を図るとともに、老朽化した道路の維持管理に努めます。また、子どもたちの安全確保や障がい者・高齢者の社会参加を促進するため、人に優しい道路の実現を目指します。

取組の内容

(1) 国・県道の整備促進

- 広域的道路体系の基本となる国道 409 号及び県道 4 路線の整備を推進するよう関係機関に働きかけます。また、歩行者や自転車等の安全を確保するため、交通安全対策の充実を働きかけます。

(2) 町道の整備

- スマートインターチェンジ周辺道路の整備を進めます。
- 広域的にネットワークする幹線町道を整備します。
- 町民の要望を的確に把握し、日頃から道路の点検等による維持管理に努めます。

(3) 農道・林道の整備

- 未舗装道路を計画的に舗装するとともに、農道・林道の維持管理に努めます。

(4) 道路環境の改善

- 円滑で安全な交通を確保するため、安全点検を実施し、道路標識の充実及び改善を関係機関に働きかけます。
- 通学時等における歩行者や自転車の安全確保を図るため、危険箇所の改修や歩道の設置等を推進します。
- 高齢者や障がい者等に配慮した道路とするため、段差の解消をはじめとしたバリアフリーを推進します。
- 快適な道路環境をつくるため、地域と協働で道路の美化を進めます。
- 地域住民と協力し、道路の維持や清掃及び障害物の除去を適宜実施します。
- 道路施設の台帳化を図り、計画的な維持管理に努めます。

3. 公園・緑地の整備



現況と課題

- 公園については、町の西南部に千葉県立笠森鶴舞自然公園があり、長柄ふる里村からは自然公園の丘陵づたいに「関東ふれあいの道」がのびています。
- 長柄ダム周辺には、周囲の景観に配慮して建設された都市農村交流センター、テニスコート、野球場、コテージ（ログハウス）、プールなどの公共施設が整備され、豊かな自然が町民の日常の生活や本地を訪れる人々にやすらぎとうるおいをもたらしています。
- 町のレクリエーションを目的とした広場としては、山之郷多目的広場、桜谷多目的広場、また、農村公園としては、金谷農村公園、徳増農村公園があります。
- 今後もうるおいのある美しいまちづくりを推進していくため、町民のふれあいと憩いの場として、公園及び緑地の整備とそのネットワーク化が必要です。

■町内の公園・広場等

名称	広さ	備考
千葉県立笠森鶴舞自然公園	19.48km ²	広さは市原市、長柄町、長南町の合計
山之郷多目的広場	4,464 m ²	
桜谷多目的広場	6,009 m ²	
金谷農村公園	13,949 m ²	
徳増農村公園	5,896 m ²	

長柄町産業振興課

取組の方針

- 町民のふれあいと憩いの場として、公園の整備を推進するとともに、美しくうるおいのあるまちづくりを目指し、緑の空間の保全と創出を図ります。

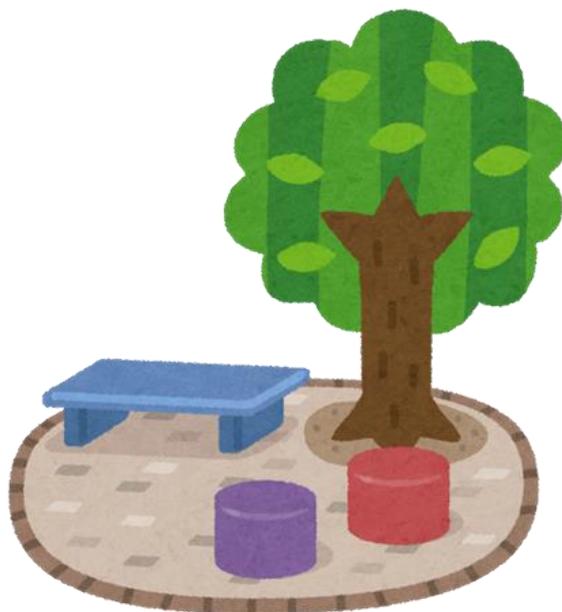
取組の内容

(1) 公園の整備

- 町民のふれあいと憩いの場としての公園整備を推進します。
- 農村公園の整備と維持管理に努めます。

(2) 緑の空間の保全と創出

- 森林等の緑の空間の保全に努めます。
- 空き地、遊休農地、家屋周辺等において、樹木や美しい草花があふれる緑の空間の創出を図ります。
- 農林業の生産の場や水源のかん養、快適環境の形成、多様な生き物の生息の場等の里山の保全に努めます。



4. 河川・水路の整備



現況と課題

- 本町の水系は、一宮川水系及び村田川水系に分かれ、外房（九十九里地域）と内房（東京湾）の分水嶺となっており、村田川水系は、その上流部に長柄ダムが整備されています。
- 町の河川の大半は、未だに自然河岸のままとなっています。また、隣接林地の荒廃による倒竹木の増加により、河川の流水の占める面積（河積）が阻害されていることが降雨時の河川氾濫の大きな要因となっています。
- 令和元年10月の豪雨で一宮川、豊田川、支川村田川のいずれも氾濫し、流域の地域に甚大な被害をもたらしました。
- 一宮川の整備は一部災害復旧事業等により施工されているものの、整備率は極めて低く豪雨時における洪水氾濫の危険性が高い状況です。昨今の異常気象の多発化から、早急の護岸改修等の河川改修事業が必要ではありますが、下流域の相次ぐ甚大な水害の発生状況等から、計画的改修には程遠い状況です。
- 河川以外の排水路は、道路整備等と並行して進めていますが、今後も家屋への浸水及び農地への冠水防止を図るため、過去の浸水状況等を参考にして、計画的に整備していく必要があります。
- 町では、令和元年の豪雨被害を受け、県管理河川の整備について、強く要望しています。
- 河川の整備について、県は令和2年度から「一宮川流域浸水対策特別緊急事業」の取組を開始し、今後10年の間に河川の拡幅や堤防のかさ上げなどを進めることとしています。また、整備計画がない上流域や支川でも新たに計画を策定し、早期事業化を目指すこととしています。さらに、県と茂原市、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、長生村は一宮川流域減災対策会議を設置し、下流への雨水流出抑制や避難方法など、ソフト対策も含めて連携して取り組んでいくこととしています。

■町内の河川・水系域

河川	一宮川	二級河川
	豊田川	二級河川
	支川村田川	二級河川
水系域	一宮川水系	二級水系
	村田川水系	二級水系

長柄町建設環境課

取組の方針

- 昨今の異常気象の多発化に伴う河川の氾濫等の災害から、町民の生命財産を守ることを第一に、河川や水路の整備を促進するとともに、並行して河川の維持管理を計画的に進めます。

取組の内容

(1) 河川の維持・排水路の整備

- 二級河川の改修を県に要望していきます。
- 普通河川の維持・整備や集落内の排水路の維持・整備を進めます。



5. 上・下水道の整備

5-1 上水道の確保



現況と課題

- 本町の上水道は、広域行政の長生郡市広域市町村圏組合により給水を行っており、令和元年度末現在、給水人口 6,582 人、普及率 96.7%となっています。
- 水道事業は、平常時だけでなく災害時においても町民に安全な水を安定的に供給するために不可欠な業務です。
- 今後も町民に安全な水を安定的に供給するため、水源の維持確保や老朽化が懸念される管路等施設の整備・改修等が必要です。

■上水道普及率等の推移

(各年 3 月末現在)

	給水区域内人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	1 人 1 日給水量 (ℓ)	
				最大給水量	平均給水量
平成 27 年度	7,240	6,994	99.6	809	642
平成 28 年度	7,077	6,838	99.6	778	638
平成 29 年度	7,012	6,776	96.6	936	672
平成 30 年度	6,932	6,699	99.6	921	737
令和元年度	6,810	6,582	96.7	862	699

注:普及率(%)=給水人口÷給水区域常住人口×100

長生郡市広域市町村圏組合水道部

取組の方針

- 安定した水の供給を図るため、水源の維持確保や施設の整備・改修を図り、効率的な水道事業を推進します。

取組の内容

(1) 水源の維持確保

- 良質の水を安定して確保するため、水源の維持管理を進めます。

(2) 施設の整備

- 耐震性を高めるため、老朽化している管等の更新を進めます。
- 災害時における給水を確保するため、配水施設等の整備を推進します。

(3) 節水意識の高揚

- 水資源の有限性を認識し、水の合理的な利用を図るため、節水意識の高揚に努めます。

5-2 下水道の整備



現況と課題

- 本町では、下水処理を農業集落排水事業と浄化槽事業により推進することとしています。
- 下水道には、生活排水を浄化し、河川等の公共水域に戻すという環境保全の面から重要な役割があります。平成 29 年度の汚水衛生処理率は 74.1%となっています。
- 農業集落排水事業は、刑部・金谷・田代地区において平成 6 年度に着手し、平成 9 年度から供用を開始しています。計画戸数は約 320 戸で、農村環境の整備や農業用水の汚濁防止、公共水域の保全に寄与するとともに、地区のイメージアップ、川に生物が生息する環境の向上といった効果をあげています。
- 公共下水道については、基本構想・全体計画を策定しましたが、その後に代わる事業として平成 15 年度に生活排水処理基本計画を見直し、平成 16 年度から町設置型浄化槽整備及び管理事業を実施しています。
- 今後は、令和 10 年度までに 1,200 基の浄化槽設置を目標とし、事業普及を図るとともに、農業集落排水事業においても加入率の向上に努めます。

■生活排水処理形態別人口の推移

(各年 3 月末現在)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画処理区内人口(人)	7,661	7,694	7,396	7,185	7,120
汚水衛生処理人口(人)	5,488	5,456	5,428	5,320	5,276
農業集落排水施設等(人)	760	751	738	887	845
合併浄化槽等(人)	4,728	4,705	4,690	4,433	4,431
公共下水道(人)	0	0	0	0	0
未処理人口(人)	2,173	2,238	1,968	1,865	1,844
単独浄化槽人口(人)	1,343	1,282	1,220	1,148	1,135
汲み取り人口(人)	830	956	748	717	709
自家処理人口(人)	0	0	0	0	0
汚水衛生処理率(%)	71.6	70.9	73.4	74.0	74.1

「一般廃棄物処理基本計画」(平成 29 年 3 月)長生郡市広域市町村圏組合

注:汚水衛生処理率=汚水衛生処理人口(人)÷計画処理区域内人口(人口)×100

取組の方針

- 生活環境の快適化と自然環境の保全を図るため、農業集落排水事業の普及及び浄化槽事業の整備を計画的に進めるとともに、加入率の向上に努めます。

取組の内容

(1) 農業集落排水事業の普及推進及び経営安定化

- 農業集落排水の整備地区においては、施設の適正な維持管理に努め、水洗化率の向上を図ります。
- 農業集落排水事業の効率的な運営に努めます。

(2) 町設置型浄化槽整備の促進

- 農業集落排水地区以外を主な対象として、町設置型浄化槽の普及を促進します。
- 既存の単独浄化槽及び汲み取り式から合併浄化槽への転換を促進します。



6. 公共交通の充実



現況と課題

- 本町の公共交通は、バス交通が中心的役割を担っていますが、民間バス路線の廃止や縮小に伴い、町民の交通利便性は低下しています。
- 現在は、民間バスによる2路線が最寄りの茂原駅を連絡しています。しかし、2系統とも赤字路線であるため、国や県から補助金を受けていたり、事業者の協力によって運行を継続しているというのが実情で、廃線や減便といった交通サービスの低下による地域コミュニティの分断が懸念されています。
- 移動制約者の大半を占める高齢者から、ドアツードアや町外に出たいという声が高まっており、令和元年度をもって町民バス（町内循環バス）は廃止し、タクシー運賃の助成制度を実施していますが、満足する公共交通施策とはいえず、公共交通の充実は重要な課題となっています。

取組の方針

- 関係機関と連携し、公共交通の中心であるバス交通の利便性の維持充実に努めるとともに、町民全体の交通手段を確保するため、新たな交通体系の整備を図ります。

取組の内容

(1) バス交通の維持充実

- 関係機関との連携を強化し、バス路線の維持充実に努めます。

(2) タクシーの利用促進

- 高齢者等のドアツードアや町外への外出を支援するため、タクシー運賃の一部を助成します。

(3) 新たな交通体系の整備

- 若年層や高齢者等の移動制約者に配慮した新たな移動手段の検討と構築を推進します。

7. 情報通信基盤の整備



現況と課題

- 情報通信網は生活基盤に代表される交通網と同様に、産業、社会、生活のあらゆる分野における根幹的な役割を担うものです。
- スマートフォンやウェアラブル端末が普及する一方で、人口減による働き手、担い手の減少も深刻になりつつあります。
- 速やかな情報伝達、町民の利便性向上、社会課題への解決を図るため、地域の情報基盤を整備し、行政事務の情報化や医療、防災、教育等のさまざまな分野において、高度情報システムの導入と活用を推進していく必要があります。

取組の方針

- 町民生活の利便性や住民サービスの向上、行政事務の高度化・効率化を図るため、情報基盤の整備と地域の情報化を推進します。

取組の内容

(1) 行政事務の情報化

- 行政事務の情報化を推進するとともに、インターネット等を活用し、町民や町外とのコミュニケーションの拡大を図ります。
- ICTやAI、ロボットで業務自動化をするシステムであるRPA（Robotic Process Automation；ロボティック・プロセス・オートメーション）等の最先端技術を有効活用し、行政事務の簡素化及び健全な財政運営を図ります。

(2) 地域の情報化

- 地域情報化に対応するため、国・県の情報基盤の整備にあわせて整備充実を推進します。
- 町民が便利で豊かな生活の実現に向け、さまざまな地域情報化施策を計画的に推進します。

8. 地籍調査の推進



現況と課題

- 地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、所有者や地番を調査するとともに、境界の確認、測量、面積の測定を行い、地図及び簿冊を作成するものです。
- 地籍調査により作成された「地籍簿」と「地籍図」の写しが法務局へ送付され、法務局において地籍簿をもとに土地登記簿を改め、地籍図が法務局に備え付けられます。
- 現在、本町における地図の整備状況は、土地改良等による区画整理実施区域を除き、ほとんどが明治時代初期の地租改正の際に作成された地図を基礎として、加除修正を加えたもの（公図）で、土地の境界や形状等を正確に表しておらず、一部の地区にあっては、公図等に表示された土地の位置及び区画と現在の位置及び区画が大きく相違し、登記簿上の土地を現地で特定することができない地区が認められ、円滑な土地取引や土地に係る公共施策の推進に支障をきたす要因となっています。このような問題を解決し、土地所有者の財産を永続的に保全するとともに、次世代へ正確な地籍情報を提供します。
- 行政サービスの向上と円滑な運用、地域経済の活性化を図るためにも地籍調査は重要な基礎調査と考え、本町においても「地籍調査事業実施計画書」を定め、平成 24 年度に長柄山 I 地区から開始し、鋭意取り組んでいます。

取組の方針

- 一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の確認、測量、面積の測定を行い、計画的に着実な事業推進を図ります。
- 調査の成果については、適切な維持管理を行うとともに、町民の権利の保護、土地取引の円滑化、行政の効率化等に役立てるため、その利活用を図ります。

取組の内容

(1) 着実な事業推進

- 登記簿や地図の内容が不正確である状況を早期に解決するため、委託方式を採用し、適正な工程管理のもと、着実な事業推進を図ります。

(2) 成果の管理・利活用

- 得られた成果の適正な維持管理を行うとともに、個人財産の保護や土地に関する手続きの利便性及び行政事務の向上を図ること等に役立てるため、適正な利用を目指します。



第2章 ひとが健康で支えあう安心なまちづくり

(保健・福祉の充実)

1. 保健・医療の充実

1-1 健康づくりの推進



現況と課題

- 心身ともに生き生きとした生活を送っていくためには、健康は極めて重要な要素です。しかし、高齢社会の進行や食生活の多様化、生活環境の変化に伴い、生活習慣病と総称される糖尿病・心臓病・脳卒中等の疾病やがん患者が増加傾向にあり、本町においても各種がんや心臓病による死因が8割におよび、対策が喫緊の課題となっています。また、ストレスの増大により、心身ともに健康を保つことが難しい現状にあります。
- 生活習慣の改善や自分自身の身体の状態を知ることが疾病を予防・早期発見するための重要事項であり、子どもの時から一人ひとりが健康を自らの課題として捉え、正しい生活習慣を身につけ、健康づくりを進めるよう支援することが大切です。さらに、町民主体の健康づくりを進めていくためには、関係機関との連携を深め、組織やリーダーを地域に育成し、町全体で取り組む環境づくりが重要です。

取組の方針

- 町民自らが健康づくりに関心が持てるように、知識の普及や実践につながる啓発活動を展開するとともに、町民主体で健康づくりに取り組むための環境づくりを推進します。

取組の内容

(1) 体制・基盤の整備充実

- 健康増進・食育推進計画を策定し、町民や行政、関係機関等と方向性・目標を明確にし、連携して取り組む体制を整備します。また、計画の評価・見直しを行い、健康づくり施策の推進を図ります。
- 町民一人ひとりの健康情報を蓄積し、町民が自主的に健康を管理できるよう支援しま

す。また、データ分析に基づく効果的な事業の実施に努めます。

(2) 生活習慣病予防の推進

○町民一人ひとりの健康意識を高め、疾病の予防や重症化を予防し、健康寿命が延伸するようインセンティブを活用した事業や、保健指導・健康相談を実施します。

(3) がん検診の啓発

○受診しやすい環境づくりや個別受診の勧奨により、検診受診率や精密検査受診率の向上に努めます。

(4) 食育活動の推進

○一人ひとりが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深め、健全で豊かな食生活を実践できる能力を育むよう食育活動を推進します。

(5) 歯の健康づくりの推進

○歯科疾患の予防に向けて取り組み、歯周疾患を早期に発見し、治療を受けられるよう乳幼児から高齢者まで、それぞれの時期の特性に応じた歯の健康づくりを推進します。

(6) 心の健康づくりの推進

○不安や悩みを抱えた人が、一人で悩まず誰かに相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、相談を受け適切なサービスに繋がるよう支援します。



1-2 親子の健康づくりの推進



現況と課題

- 少子高齢化や核家族化が進み、働く女性の増加に伴うライフスタイルの変化等により、親子を取り巻く環境や子育てにおける価値観は大きく変化しています。変化に伴い、子育てにおけるニーズは多様化し、ニーズに応じた子育ての後押しが求められます。
- 子どもを安心して産み育て、親子の心と身体が健やかでいられるよう親子に対するきめの細かい保健活動を進める必要があります。

取組の方針

- 誰もが安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもが健やかに育つよう親子の心と身体の健康づくりを支援し、健康の増進と子育て環境の充実、小児生活習慣病の予防等を推進します。

取組の内容

(1) 安心して子どもを産み育てる支援

- 子育て世代総括支援センターを開設し、誰もが安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実を図ります。

(2) 親子の心と身体の健康づくりの支援

- 親子の健康づくりを推進し、子どもの頃から正しい生活習慣を確立し、健やかに成長することができるよう支援します。

(3) 子ども医療費助成事業の充実・相談体制の充実

- 子育て家庭に対する経済的支援や相談体制の充実を図ります。

1-3 予防衛生の推進



現況と課題

- 予防接種は、各種の感染症に対する免疫を持たない者を対象に行われるもので、感染の予防・発病防止・症状の軽減・疾病のまん延防止等を目的とし、乳幼児、児童生徒、高齢者を対象に実施しています。
- 感染症の予防等のためにも、未接種者の勧奨に努め、接種率の向上を推進していくことが重要です。
- 予防接種ワクチンの種類が増えたことで、接種間隔の管理も難しくなってきました。そのため、住民にワクチンの接種間隔、副反応等の十分な理解を得るため、感染予防に対しての正しい知識の啓発や各々が自覚を持つことの指導が必要です。
- 世界中を震撼させた新型コロナウイルスをはじめとする未知の感染症対策について、町民一人ひとりの意識や物資の確保といった感染予防体制を十分に整えておく必要があります。

取組の方針

- 感染症を予防するため、予防接種率の向上を図るとともに、感染症に対する啓発を進めます。

取組の内容

(1) 予防接種の推進

- ワクチンの種類が増え、スケジュールが過密化していることから、正しい理解のもとで予防接種が受けられるよう支援します。

(2) 感染症予防対策の推進

- 感染症の拡大や混乱を防ぐため、正しい知識や情報を提供します。
- 公共施設や各種事業の推進における感染症対策を徹底します。
- 感染予防と経済活動の両立を支援するための方策を検討します。

1-4 障がい福祉の推進



現況と課題

- 近年、精神障がいに関する相談件数が増加しています。
- 障害者総合支援法により、精神障がい者に対する医療と社会復帰、地域住民に対する精神保健福祉の普及啓発、精神保健相談に関して、福祉関係機関及び保健所と連携し、事業を推進しています。

取組の方針

- 地域における精神保健を充実するため、関係機関との連携を図り、相談事業と情報の提供等を推進します。

取組の内容

(1) 精神障がい福祉サービスの提供

- 精神障がい者の地域での生活を支援するため、居宅介護や短期入所等の自立支援給付や地域生活支援事業等の障がい福祉サービスの充実を図ります。

(2) 相談事業の推進

- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、精神保健相談を行い、関係機関と連携して推進します。

(3) 情報の提供

- 心の健康や精神障がいに関する理解を深めるため、情報の提供等を進めます。

1-5 医療の充実



現況と課題

- 町内の医療機関は、総合病院 2 施設、一般診療所 2 施設、歯科診療所 1 施設、調剤薬局 3 施設の計 8 施設が設置されています。
- 地理的、診療科目の面で医療ニーズへの対応が十分とはいえず、多くの町民が近隣市町村の医療施設からサービスの提供を受けています。また、休日・夜間救急医療の一層の充実を図るとともに、高度医療を提供できる体制づくりが求められます。同時に通院後の生活を支える在宅医療や介護サービスを充実し、早期の社会復帰や住み慣れた地域で長く暮らすことができるよう体制を整備する必要があります。

■町内医療機関の状況

	一般病院				一般診療所	歯科診療所	調剤薬局
	施設数 (か所)	病床数(床)			施設数 (か所)	施設数 (か所)	施設数 (か所)
		計	療養病床	一般病床			
令和元年	2	354	239	115	2	1	3

注:医療施設数は10月1日現在、薬局数は3月31日現在

千葉県統計年鑑等

取組の方針

- 町民の医療ニーズに対応できるよう医療機関と連携し、予防から治療、退院後の生活支援までの体制と救急医療体制の充実を図ります。

取組の内容

(1) 医療体制の充実

- 医療機関との連携により、患者の健康管理から病気の治療に至る包括的な医療体制の形成を図ります。
- 広域的な観点から医師不足の解消・医療体制の整備を図ります。

(2) 献血活動の促進

- 献血活動の促進を図るため、広報活動を進めます。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

- 現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは、十分な対応ができないことから、限られた医療介護資源を有効に活用し、提供体制の整備を図ります。

2. 福祉の充実

2-1 地域福祉の充実



現況と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行等により、家庭や地域社会で培われてきた支えあい・助けあいの力が低下しています。
- 今後、支援を必要とする人の増加に伴い、福祉ニーズも多様化していく中、新しい地域で支えあう仕組みづくりが求められています。また、福祉センターを福祉サービスの提供や町民の交流の中心として活用を図るとともに、高齢者や障がい者が地域で安心して生活できるよう地域ネットワークの構築とあわせ、きめの細かい支援体制づくりを進め、心のふれあう福祉社会の実現に努める必要があります。

取組の方針

- 少子高齢社会に対応し、自助・共助・公助のバランスのとれた福祉社会を形成するため、福祉の心の醸成及びバリアフリー等を推進するとともに、地域で支えあう福祉のネットワークの形成に努めます。

取組の内容

(1) 福祉意識の醸成

- 町民が支えあうことの必要性和福祉への理解を深めるため、広報活動や福祉教育、福祉学習等を推進します。

(2) 組織と人材の育成

- 社会福祉協議会を中心とした民間福祉団体や地域ボランティアとの連携を強化し、組織や人材のネットワークの拡充に努めます。

(3) ボランティアの育成と活用

- 地域で安心して暮らせるようボランティア意識の高揚とボランティアの育成、活動の支援に努めます。

(4) バリアフリーの推進

○身体障がい者用トイレ・自動ドア・エレベーター等の設置、段差の解消といったバリアフリー化による高齢者・障がい者に優しいまちづくりを推進します。

(5) 福祉センターの利活用

○福祉センターを交流の拠点と位置付け、効果的な福祉サービスを提供できるよう活用を図っていきます。



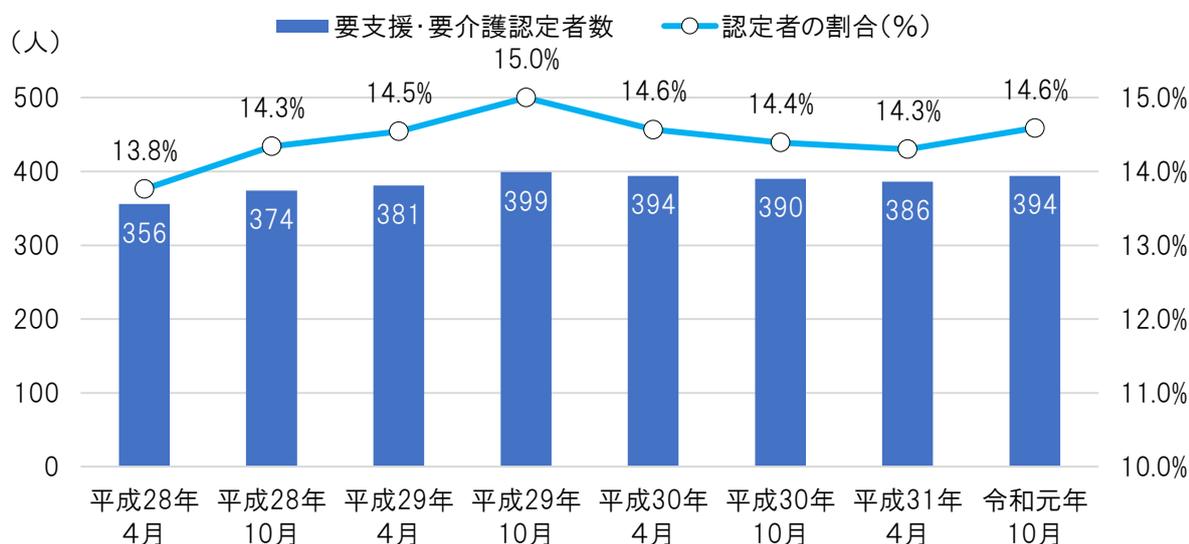
2-2 高齢者福祉の充実



現況と課題

- 介護保険事業状況報告によると、令和元年10月1日現在の本町の高齢化率は39.0%となっています。
- 本町の人口構造は、年々高齢化が進行しています。また、団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年まで、高齢化は一層進むものと予想されます。これに伴い、介護保険の認定者は高齢化の進行とともに増加し、介護保険制度は要支援・要介護状態とならないよう予防や改善に取り組む介護予防を重視した体制に移行しています。
- 今後、増加が見込まれる認知症高齢者の対応とともに、一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯も増加し、家族の力だけでは介護を行うことが困難な家庭が増えていることから、地域社会全体で支えあう必要性が高まっています。このため、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して生き生きとした生活を送れるよう在宅福祉サービスの充実と地域で支えあう活動の推進、生きがい活動や体力アップ等の健康維持・増進を推進する必要があります。

■要介護等認定者数と認定割合の推移



取組の方針

- 高齢者が地域で安心して生活できるよう医療との連携強化や介護サービスの充実強化、介護予防事業の推進、見守り、配食、買い物といった多様な生活支援サービスや権利擁護サー

ビスの推進、高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの住まいの整備を一体的に推進します。

- 「地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき、地域包括支援センターを中核機関に位置付け、自治会や民生委員、医療機関等との連携を想定した地域ネットワークの構築を目指すとともに、高齢者のニーズを的確に捉えた介護サービスの提供及び介護保険の安定的運営に努めます。
- 高齢者医療については健康寿命の延伸を図り、健やかに生活ができるための予防・健康管理に係る取組を推進します。

取組の内容

(1) 介護保険の円滑な運営

- 高齢者がどのような支援を必要としているか、的確に把握するとともに、適正な保険料算定のため、定期的な調査を実施します。
- 「地域包括ケアシステム」を実現するため、介護事業者と連携し、特別養護老人ホーム等の拠点整備や地域医師会、訪問看護事業者と連携し、24時間対応の在宅介護サービスの強化を図るといった高齢者のニーズを捉えたサービスの提供に努めます。
- 要介護状態とならないよう予防の取組や自立支援型の介護の推進を図ります。また、多職種協働による地域ケア会議を開催し、個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の解決に努めます。

(2) 介護予防の推進

- 一般介護予防事業での地域リハビリテーション活動支援事業として、町民の自主運営による週1回の歩いて通える場所での体操教室の確保とリハビリテーション専門職の導入による町民の自立支援に資する取組を推進します。

(3) 認知症施策の推進

- 認知症になっても、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるよう早期発見、治療への対応に基本を置き、認知症ケアパスを作成します。
- 認知症初期集中支援チームを設置し、認知症地域支援推進員や認知症コーディネーターの養成を進め、認知症高齢者や家族のサポート強化に努めます。

(4) 日常生活支援サービスの充実

- 生活支援サービスの充実に向けたボランティアの育成、地域資源の開発や発掘、ネットワーク化等の担い手を生活支援コーディネーターとして育成し、配食や買い物、通院の外出支援、家事支援、紙おむつの支給等の日常生活支援の充実に努めます。

(5) 高齢期の住まいの提供

○高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備、持ち家のバリアフリー化の推進に努めます。

(6) 生きがい対策の推進

○高齢者の生きがいづくりや就労機会の拡充のため、シルバー人材センターとの連携強化、ボランティア活動の充実等を推進します。

○地域に根付いた高齢者が地域活動の牽引役として存在感を発揮できるよう支援し、生涯クラブの支えあい活動を活発化させ、連携強化を図ります。

(7) 高齢者の健康づくりの推進

○24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化に努めるとともに、健康診査や人間ドック事業の推進を図ります。



2-3 障がい者(児)福祉の充実



現況と課題

- 平成 28 年度末の障害者手帳所持者数は 383 人で、そのうち身体障がい者は 75.7%、知的障がい者は 13.3%、精神障がい者は 11.0%となっています。
- 障がい者に対する誤解や偏見を解消するとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード・ソフトのバリアを解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを推進するため、平成 30 年度に長生郡市障がい者差別解消支援地域協議会を立ち上げ、関係機関と連携し、情報提供や福祉サービスの充実、地域における支援体制づくりを図ります。

取組の方針

- 「障がいがある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を基本として、社会福祉協議会の充実や障がい者の就労の促進、きめの細かいサービスの提供といった総合的な対策の推進に努めます。

取組の内容

(1) 障がい福祉サービスの提供

- 障がい者(児)の福祉ニーズに応じた各種施策や制度の充実を図ります。
- 障がい者(児)が在宅で生活できるよう訪問系サービスや日中活動系サービス、地域生活支援事業等の障がい福祉サービスの充実を図ります。

(2) 施設の整備充実

- 障がい者の通所施設や入所施設については、広域的な連携を図り、整備を検討します。

(3) 社会参加の促進

- 障がい者(児)に対する町民の理解を深めるため、広報活動や教育、学習及び交流活動等を推進します。
- 障がい者が働ける環境の整備を促進します。

2-4 児童福祉・ひとり親福祉の充実



現況と課題

- 次代の担い手である児童が心身ともに健やかに成長することは、全町民の願いです。しかしながら、生活様式の高度化や核家族化、共働き世帯の増加、人間関係の希薄化といった児童を取り巻く環境は変化しています。
- 平成22年に開園したこども園においては、少子化の進行と働く母親の増加に伴う低年齢児の入所や中途入所、延長保育等の要望が増加しています。また、併設する子育て支援センターでは、地域のニーズにあった子育て支援活動を進め、一時保育のほか、一日体験入園、園庭開放等によって入園前の子どもたちとの交流も積極的に行っていますが、今後も多様化する保育ニーズに対応するため、サービスの充実を図る必要があります。
- 昨今、離婚等の増加により、母子（父子）家庭が増加しています。このような中、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援が必要です。
- 子ども虐待は、子どもの心身の発育・発達に深刻な影響を与え、時には子どもの命さえ奪う重大な人権侵害であり、社会全体で取り組まなければならない課題です。子どもを虐待から守るためには、地域ぐるみの取組が必要です。

取組の方針

- 令和元年3月に策定した「子ども子育て支援事業計画」に基づき、子どもたちの健全な育成を図るため、地域や関係機関との連携を図り、子育ての支援を進めるとともに、ニーズの多様化に対応できるよう保育サービス及び保育体制の充実と要保護児童への対応といった、きめ細かな福祉サービスの充実に取り組めます。

取組の内容

(1) 保育の充実

- 保育需要の変化、多様化に対応するため、延長保育、預かり保育、低年齢児保育、一時保育、年度中途入園、通園対策等を促進します。

- 地域と連携した保育活動を推進するため、情報の提供、地域交流等を進めます。
- 児童の発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めます。

(2) 子育て支援の推進

- 子どもの健全な育成を図るため、各種支援制度を活用し、経済的な安定を進めるとともに、関係団体と連携して相談事業などを進めます。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当制度や医療費の助成、さらには県等の機関で実施している各種貸付制度の普及・啓発に努めます。
- 児童虐待を防止するとともに、虐待に対応するための環境整備を目的として、関係機関・団体・民生（児童）委員等と連携し、「虐待防止等対策ネットワーク」を活用し、今後も虐待等の対応に努めます。
- 放課後における児童の健全育成を図るための事業を進めます。



2-5 生活困窮者の支援



現況と課題

- 生活保護の目的は、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することです。
- 町においては、民生委員や各種団体と連携を図り、情報を的確に把握し、保護業務を行っています。
- 生活保護世帯は社会的、経済的、精神的に不安定な状態に置かれているため、その態様に即した対策を講じ、自立を支援していく必要があります。このため、平成27年4月開始の生活困窮者自立支援制度について、利用促進を図っていくことが必要です。
- 生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づき、生活困窮者に対し、生活保護に至る前段での自立を促進するため、関係団体と連携のもと、自立相談支援事業の実施、居宅確保給付金の支給等を行っています。

取組の方針

- 民生委員や各種団体と連携を図り、生活困窮者を的確に把握し、相談事業を通じて経済的自立と生活意欲の助長促進を進めます。

取組の内容

(1) 支援・相談体制の充実

- 生活困窮者の生活安定と自立促進に寄与するため、制度の活用を図ります。

2-6 国民健康保険の充実



現況と課題

- 国民健康保険の被保険者数は、人口の減少とともに減少が進み、平成 31 年 3 月末現在の加入者は 2,093 人となり、平成 27 年 3 月末の 2,411 人と比較して 318 人減となっています。
- 今後も高齢化や雇用の安定及び非正規雇用者の保険適用拡大により、減少が続くことが見込まれます。
- 平成 29 年度の 1 人あたり医療費は約 37 万円となり、県内 54 市町村中 8 番目の高さとなっています。今後も医療技術の高度化及び生活習慣病を起因とする入院医療費の高額化、心疾患、脳血管障害の件数増加ならびに診療報酬の改定等により、1 人あたりの医療費の増加は避けられないことから、自らが健康情報を適切に把握するため、特定健診等を積極的に受診することや疾病予防を目的としたポピュレーションアプローチ、健康意識を高めるための普及啓発に関する取組が必要です。
- 国民健康保険の運営は、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となって市町村とともに、国保運営を行うことで安定的な財政運営が図られていますが、今後は保険料（税）を公平に支えあうため、保険料（率）の統一化に向けた検討が必要です。

取組の方針

- 国保データベースシステムを活用した「データヘルス計画」の分析に基づき、被保険者の健康保持、予防医療、保険税の口座振替の推奨等を通じて財源の確保に努めます。

取組の内容

(1) 医療費の適正化

- 資格の管理を徹底するとともに、レセプトの過誤再審査業務や後発（ジェネリック）医薬品の普及促進により、医療費の適正化に努めます。

(2) 保健事業の推進

- データヘルス計画を策定し、保健事業の推進に努めます。

第3章 ひとが生き生きと躍動する多彩なまちづくり

(教育・文化の充実)

1. 幼児教育の充実



現況と課題

- 幼児教育は、人間形成の第一歩であるため、非常に重要とされています。
- 本町の幼児教育機関としては、ながらこども園において、幼児教育を運営しています。
- こども園の施設内には子育て支援センターもあり、子育てに関する相談や情報提供、保護者同士の交流の場となっています。
- こども園での遊びを通して、小学校以降の生活や学習の基盤を育成し、「生きる力」の基礎を築きます。また、一人ひとりの幼児を理解する教員や保育士の資質向上が必要です。

取組の方針

- 幼児の保育・教育の向上を図るため、教育環境の整備と保育・教育内容の充実を進めます。

取組の内容

(1) 教育環境の整備充実

- こども園の個性・特色を活かした教育環境の整備充実に努めます。
- 幼児教育から小学校教育へスムーズに適応できるよう小学校との交流の機会を設け、共通理解や情報の共有化を進め、幼保小連携協力体制を整えます。

(2) 保育・教育内容の充実

- 幼児期の発達の特性に配慮し、さまざまな「遊び」を通じた五感や体幹等の「生きる力」の基礎を培います。
- 創意工夫を活かした魅力ある教育活動の展開に努めます。
- 教職員研修の充実を進めます。

2. 学校教育の充実



現況と課題

- 社会情勢が大きな変革期を迎える今日、学校教育においても将来を展望し、あらゆる環境の変化に対応できる心豊かなたくましい児童生徒の育成が求められています。
- 学校教育では、基礎学力の向上はもとより、自ら学んで思考し、表現する確かな学力や思いやりのある豊かな心、活力にあふれる健やかな体、この3つの力「生きる力」をバランスよく育成することが必要です。
- 次世代を担う青少年の育成に向けて中学生海外交流研修を実施しています。参加した生徒は、オーストラリアでのホームステイをはじめ、現地の学校における英語による体験授業、文化の見聞や交流会（折り紙・長柄音頭等の紹介）で国際理解を深めています。
- いじめや不登校等の諸問題が断続的に見受けられ、その要因としてインターネット等に代表される情報化の急速な発展に伴う対人交流の希薄化、核家族化の進行による家庭や社会の教育力の低下が挙げられます。このため、学校教育の中で集団活動や道徳教育を通して、社会性やコミュニケーション能力を育成していく必要があります。
- 教育効果を高めるために学校と家庭・地域・行政・関係機関の役割を明確にしながら、連携して教育を進めていくことが必要です。
- 本町の義務教育は、平成 17 年度に長柄中学校と昭栄中学校が統合し、平成 23 年度に日吉小学校と水上小学校が統合、現在は小学校 2 校、中学校 1 校により実施しています。
- 小中学校の統合に伴い、遠距離通学となった児童生徒については、開校に合わせてスクールバスの運行を開始し、児童生徒の負担軽減と安全確保を図っています。
- 教育施設の整備は、ほぼ整ってきていますが、昭和 30 年代から 40 年代はじめにかけて建築された校舎もあり、災害時の避難所としての機能を考慮し、さらなる整備充実が必要です。
- 未来を築く児童生徒の創造力を育て、長柄に生まれ育った誇りと愛着を高めるためにも、より一層特色ある教育活動を充実させ、時代の変化に即した教職員の質や教育力の向上が求められます。
- 小中学校の児童・生徒数については、少子化の影響により、ともに減少傾向にあります。社会の変化と地域の実情に応じた学校規模の適正化を進めていくことが必要です。

取組の方針

- 本町の教育の基調は、「心身ともに健康で思いやりのある生き生きとした人づくりの教育」を念頭に置き、次代を担う児童生徒が社会の変化に主体的に対応できるよう、それぞれの能力の育成を図るとともに、調和のとれた人格形成と一人ひとりの個性の伸長を目指し、教育内容と教育環境の整備・充実に努めます。

取組の内容

(1) 教育内容の充実

- 基礎・基本の確実な定着化を図り、社会変化に主体的・創造的に対応できる「生きる力」を育成します。
- 情報化や国際化に対応するため、ICT を活用した教育や外国人の指導による教育を推進します。
- 次世代を担う青少年（中学生）を海外へ派遣し、国際感覚の豊かな人材を育成します。
- 思いやりの心を育て、助けあいと連携の意識を高めるために心の教育の充実を図ります。
- 関係機関と連携を図りながら、人権教育や道徳教育を推進します。
- こども園・小学校・中学校の連携を推進します。
- 一人ひとりの個性に目を向けた特別支援教育を推進します。

(2) 学習環境の整備充実

- 良好な学習環境の提供を図るため、学校施設の整備を計画的に進めます。
- 社会の変化に的確に対応するとともに、教育の質の向上を図るため、教職員の指導力の向上と社会人の活用を進めます。
- 地域と連携して、安心・安全な環境づくりに努めます。
- 社会の変化に対応した情報設備の整備を進めます。
- 学校と行政が連携し、きめ細やかな教育相談を推進します。
- 通学困難者対策を検討し、その改善を図ります。
- ICT教育の充実を図ります。

(3) 学校規模の適正化

- 少子化の進行に対応し、学校規模の適正化を図るため、小学校における学区の見直しを検討します。また、児童生徒数が緩やかに減少していることから、その推移を見守り、小規模なりのメリットを活かします。

(4) 健康づくりの推進

- 児童生徒の健全な食生活を確保するため、給食の充実・食育の推進を図ります。
- 児童生徒の健康づくりを進めるため、学校体育の振興、疾病・感染症等の予防活動を推進します。



3. 生涯学習の充実

3-1 生涯学習の活性化



現況と課題

- ライフスタイルの多様化や高齢社会の進行、余暇時間の拡大、情報通信技術の進歩等を背景として、学習自体に生きがいを見いだし、学習への欲求が高まりを見せる中で、幅広い生涯学習ニーズに対応するため、公民館事業として乳児から高齢者までを対象とする文化祭や各種教室・講座、こどもまつりなどを開催しています。また、公民館・武道館を活用した自主サークルが多様な生涯学習活動を行っています。
- 今後、本格的な高齢社会を迎え、町民が自ら学習する意欲を見いだし、相互の連帯意識を高めることのできるよう学校教育機関等との連携を強化し、生涯学習の充実と社会参加の促進を図り、生きがいのある生活の実現と心の通う地域社会を目指す必要があります。そのためには、生涯学習を推進する体制の整備、教育機会の拡充、指導者の育成等を進める必要があります。

取組の方針

- 町民が生涯を通して自己を高め、充実した豊かな生活が送れるよう生涯の各時期に相応する学習機会の充実を図るとともに、町民が自発的、自主的に生涯学習を行えるよう諸条件を整備していく中、ボランティアやリーダーの育成と活用、関連団体の育成支援、施設の整備充実等を推進します。

取組の内容

(1) 推進体制の整備充実

- 生涯学習の推進体制の整備充実を図ります。
- 関係機関や関係団体との連携を強化します。
- 生涯学習に対する町民の意識の高揚を図るため、学習機会の提供や広報活動を推進します。

(2) 社会教育の拡充

- 多様化する町民の学習意欲に対応する生涯学習体系の確立を図ります。
- 学習者のニーズに対応する学習内容の整備に努めます。
- 豊かな地域社会、個人生活を実現するため、地域課題や生活課題に基づく学習活動を推進します。

(3) 社会教育施設等の整備と活用

- 生涯学習に対応する要望の多様化に応えるべく、町民の学習活動の場として、公民館等の施設を学習しやすい環境にするための整備充実に努めます。
- 生涯学習に触れる機会を拡充するため、周辺市町村との連携を図ります。

(4) リーダー・組織の育成と活動支援

- 地域活動の基盤となる各種団体の拡充を図るとともに、団体の育成を支援し、生涯学習活動の充実を図ります。
- 地域の家庭・学校等との連携を深め、各種団体のリーダーの養成に努めるとともに、研修・講座を定着させ、地域ごとの活動から町ぐるみの活動へと導きます。

(5) ボランティアの育成と活用

- 高齢社会、情報社会、生涯学習時代に向けて、ボランティアの育成や広域的なネットワーク体制の確立を図ります。
- 中高生のボランティア活動（奉仕活動）への参加を促進するため、活動機会と情報の提供を推進します。

(6) 芸術・文化の振興

- 町民が誰でも気軽に参加できる文化講座・教室を開催するとともに、学習活動の成果を自ら発表する機会を創出します。
- 町民の豊かな感性や創造性を養い、文化への関心や理解を深めるため、図書の充実、音楽・演劇・美術等の優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供します。

3-2 青少年の健全育成



現況と課題

- 核家族化、少子化による生活様式の変化やインターネット等からの情報の氾濫によって青少年を取り巻く環境は大きく変化し、幼児虐待、いじめ、ひきこもり、青少年の犯罪等が大きな社会問題となっています。
- 地域社会や家庭での取組が重要視される中、青少年が健全に成長していくためには、町民の主体的な活動を基本とした青少年健全育成活動が展開されることが重要です。
- 今後も青少年の健全育成を図るため、家庭・地域・学校・関係団体等が連携し、育成活動や社会環境の健全化、パトロール活動を推進していく必要があります。
- 地域社会の中でさまざまな交流や活動体験を行うことで自立心や社会性を育成できるような自主的な社会参加活動の促進、指導者の確保・養成が必要です。

取組の方針

- 町・学校・家庭・地域社会・各団体が一体となって、青少年を支え育てる環境を作ります。
- 環境の健全化に努め、地域ぐるみの非行防止体制づくりを推進します。

取組の内容

(1) 青少年健全育成活動の活性化

- 関係機関と連携を図り、家庭・地域・学校・行政等が一体となり、青少年が未来の担い手として成長するよう育成活動を推進します。
- 指導者の確保と育成を図ります。

(2) 環境の整備

- 青少年を取り巻く環境の改善を推進します。

4. 生涯スポーツの推進



現況と課題

- 町民の健康や体力の維持増進への意識、生涯スポーツに対する関心が高まりつつあります。
- 町体育協会では、10の加盟スポーツ団体の活動を支援し、町民の全てがスポーツを通じて、お互いの親睦を深め、健全な精神の育成と明るく楽しい家庭、まちづくりのために体育大会や一周駅伝大会等を開催しています。
- 本町では、スポーツ推進委員会を中心とし、行事への協力と地域の各種スポーツ団体の指導を行いながら、住民のスポーツ振興に努めています。
- 子どもの体力低下は深刻で、外遊びやスポーツの重要性を学力の状況と比べ、軽視する傾向が進んだことや情報通信機器と接する時間が増加したこと等が原因であると考えられます。今後は屋外で遊んだり、スポーツに親しむ機会を意識して確保していく必要があります。保護者や関係団体と連携し、子どもを取り巻く環境を十分に理解したうえで、積極的に体を動かす機会やスポーツ少年団に参加する機会を創出し、体力の向上と健全な精神の育成を図る必要があります。
- 余暇時間の増大や価値観・ライフスタイルの多様性、高齢社会が進行する中、生涯スポーツ社会の活性化に向けた地域における環境の整備充実が課題となっています。

取組の方針

- 本町は、オリンピック東京大会におけるロシア連邦フェンシングチームのホストタウンになっています。この貴重な機会を一過性のイベントとすることなく、関係団体との連携を図り、町民全ての世代が身近な場所で気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりができるよう施設の整備、指導体制の充実、生涯スポーツ活動の拡充を推進します。

取組の内容

(1) 生涯スポーツの推進

- 町民のさまざまなスポーツニーズに対応し、子どもから高齢者に至るまで幅広い年代の人々がスポーツに親しみ参加できるよう各種のスポーツ大会、スポーツ教室、団体の

支援を積極的に行います。

(2) スポーツ施設の充実・活用

- 町民が気軽にスポーツを楽しめるよう施設の整備充実を図ります。
- 地域における生涯スポーツ活動を促進するため、学校体育施設の共同利用を推進します。

(3) リーダー・組織の育成支援

- 自主的なスポーツの推進、スポーツレベルの向上を図るため、スポーツ推進委員等のリーダー及び体育協会の組織を育成し、支援します。
- 地域におけるスポーツの振興を図るため、各団体の指導者の育成と支援を推進します。



5. 文化財の保護



現況と課題

- 本町には、史跡長柄横穴群をはじめ、国指定文化財4件、国登録文化財1件、県指定の文化財5件、町指定の文化財48件を有しています。
- 特に史跡長柄横穴群は、地域の生活文化を知る貴重な文化遺産として保存・公開し、今後は後世への継承を図り、文化財保護への町民の関心を深め、町の歴史、伝統・文化の理解を求めていく必要があります。
- 町では、町内の遺跡や歴史資料の一部をデジタル化して公開する「長柄町デジタルアーカイブ」の導入により、誰もが検索可能となっていることから、広く学習と研究の機会に活用されるようPRも含め推進しています。

取組の方針

- 本町の貴重な歴史・文化遺産を保存し、活用していくための環境の整備と事業の推進を図ります。

取組の内容

(1) 史跡長柄横穴群の保存・公開・活用

- 史跡長柄横穴群資料館を保存・活用し、見学者への案内や解説を行うとともに、本町の歴史と文化財を多くの人に知ってもらう機会を創出します。

(2) 文化財の保護・活用

- 郷土に残る貴重な文化財の保護・保存を図るため、調査・研究、史跡の環境整備、文化財の指定を行うとともに、町の文化遺産として継承し、公開・活用を推進します。

(3) 伝統文化の保存・継承

- 郷土芸能や伝統行事の保存・継承を図るため、保存会や後継者の育成、青少年の伝統文化活動への参加の促進や記録の作成を進めるとともに、郷土芸能等の学習や発表機会の拡充に努めます。

6. 交流活動の推進



現況と課題

- 近年、子どもの外遊びの減少や一人暮らしの高齢者の増加等を要因として、地域間の交流が減少傾向にあります。
- 高齢者においては、加齢とともに外出する機会が減り、地域との交流が皆無となっているケースも少なくなく、全ての世代が気軽に楽しく参加できる場を提供していくことが必要です。こうした環境づくりにより、活力あふれる地域間の交流を推進することが重要です。

取組の方針

- うるおいと生きがいのある地域社会を築くことを目的とし、町民同士及び地域間の交流を推進します。

取組の内容

(1) 子ども同士の交流

- 体験教室やスポーツを通じて、子ども同士が交流する機会の推進を図ります。

(2) 町民同士の交流

- 子どもからお年寄りまで、全ての世代が気軽に意欲を持って参加できる教室や活動の推進を図ります。

(3) 地域間の交流

- さまざまな活動において、他の地域との交流の機会を創出し、情報共有や意見交換を促進します。
- 災害時等をはじめとする相互の助けあいに大きな役割を果たせるよう日常的な交流を推進します。

第4章 ひとが清らかにうるおう美しく安全なまちづくり

(生活環境の整備)

1. ごみ・し尿処理の充実



現況と課題

- 近年における大量生産、大量消費型の経済社会活動は大量廃棄型の社会を形成し、本町においても廃棄物の多様化、処分の困難化に伴う不法投棄の増加が懸念されています。
- 3 R運動（抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再使用（リサイクル））の推進により、ごみの減量化に努めていますが、さらなる減量化を図るため、ごみの収集方法やステーションの管理徹底、物を大切にする持続可能な資源循環型社会への転換が求められています。
- プラスチックごみについては、地球規模での環境汚染が国際的にも懸念されています。プラスチックごみの適正処理や排出抑制に取り組んでいく必要があります。

取組の方針

- 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、容器包装リサイクル法に基づいた資源ごみといった分別の徹底、3 R運動への町民の理解と協力を求めます。

取組の内容

(1) ごみの減量化・資源化

- 3 R運動を推進し、町民の環境意識の啓発を図ります。
- 生ごみの減量化及び資源化を図るため、コンポスター等の生ごみ処理機の普及を促進します。
- マイバッグやマイボトルの持参促進をはじめ、使い捨てプラスチック製品の使用抑制やプラスチックの3 R運動の推進など、海洋プラスチック問題への対応を図ります。

(2) 不燃ごみ収集の適正化

- 不燃ごみ収集の適正化を図るため、自治会と連携し、ごみステーションの管理を徹底します。

(3) し尿処理の適正化

- し尿の収集及び処理施設の効率的な運用を図るため、広域的な連携により推進します。

2. 環境保全の推進



現況と課題

- 近年の環境問題は、今までの産業公害や自然保護に加え、身近な自然の保全、ごみ問題、生活排水、温暖化に代表される地球環境問題といった多様で幅広いものとなっています。
- 本町においては、産業廃棄物や残土等の悪質な不法投棄は減少傾向にあるものの、山林や人目のつきにくい所への家庭ごみ等の投棄が散見され、景観や環境を損なう原因となっています。このため、不法投棄監視員の巡回等により対応していますが、早朝や夜間の投棄が多く、被害防止が困難な状況にあります。
- 町では、環境条例に基づく点検・調査の実施や美化活動など、町内全体で取組を行っています。ポイ捨てを根絶することは難しい状況ではあるものの、ポイ捨て禁止看板や監視員による不法投棄パトロールの強化を実施していくこととしています。
- 公害については、工場・事業所等からの騒音・振動・悪臭といった日常生活を脅かす重大な問題です。
- 本町の優れた自然環境は、豊かな生活を送るための大きな役割を果たしており、未来に引き継ぐべき財産として、保全していく必要があります。
- 地球環境問題が拡大し、環境問題に対する町民の意識は高まっています。日常生活から環境問題を真剣に捉え、環境負荷の少ない生活様式や電気自動車、水素自動車の普及推進、再生可能エネルギーの導入検討等、産学官一体となって環境の改善を図ることが必要となっています。

取組の方針

- 日常生活から環境保全を意識し、貴重な自然を守るための啓発や不法投棄の防止、環境美化運動の推進を図ります。
- 地球温暖化に対し、全町的な機運醸成を図り、低炭素社会の実現に努めます。
- 緑・水・空気といった生活に密着する環境を守るため、公害の防止に努めます。

取組の内容

(1) 地域環境の保全

- 自然の持つ価値を高く評価し、自然保護、保全の精神を身につけるため、意識の啓発を

図ります。

- 不法投棄の防止を図るため、不法投棄監視パトロールの強化を図ります。
- 美しいまちづくりを進めるため、町民の協力を得ながら河川の清掃等の環境美化運動を推進します。
- 動物の飼育に関するトラブルを防止するため、ペットの飼い主のモラルの向上に努めるとともに、狂犬病予防法に基づく犬の予防注射や登録を促進します。

(2) 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

(3) 公害の防止

- 公害の発生を防止するため、公害防止思想の啓発に努めます。
- 公害の防止を図るため、河川や地下水の水質検査を進める等の監視と指導を推進します。



3. 美しい景観の創造・保全



現況と課題

- 町内の景観を向上させることは、町民はもとより、本町を訪れる人の心を和ませます。
- 町では、県知事との協議を経て、平成31年3月に景観法に基づく景観行政を担う主体である「景観行政団体」へ移行しました。
- 景観行政団体になったことにより、景観条例や景観計画を策定し、良好な景観の形成と保全をするための制限や取組を進めることができます。
- 美しいまちづくりを進めるため、花いっぱい運動による街並みの演出や公共施設のデザイン、建物の色の統一といった官民が密接に連携し、町が一体となって景観の形成に努める必要があります。

取組の方針

- 良好な住環境を創出するため、快適で美しい景観づくりを推進します。

取組の内容

(1) 美しいまちづくり

- 美しい生活環境を形成するため、条例や地区協定の設定等を検討します。
- 街並みや道路沿いに樹木や花を植えるといった美しい景観づくりに取り組みます。
- 町全体の色やデザイン等に関する基準づくり（C I活動）を検討します。

4. 住宅の整備充実



現況と課題

- 本町は、平坦で肥沃な土地を利用した田畑等の農用地や自然公園に指定される権現森をはじめとした豊かな山林を中心に構成され、自然と調和した計画的な土地利用を図る必要があります。また、昨今の異常気象の多発化や予想される大地震といった自然災害も懸念され、いつまでも安全・安心な住環境を整備するための適切な誘導が不可欠です。
- 町営住宅が整備されていますが、建物の老朽化に伴う維持修繕箇所が増加し、周辺整備とあわせた計画的な改修が必要です。
- 人口減少が顕著であり、住宅の整備は喫緊の課題です。
- 首都圏の移住希望者を呼び込む「長柄町版大学連携型生涯活躍のまち」の実現に向け、移住定住を促進するための居住環境の整備に取り組んでいます。
- 定住促進による地域の活性化を図ることを主な目的として、空き家情報登録制度「空き家バンク」を実施しています。本町に定住したい人の意向に応じられるよう、将来的に使用しない空き家の有効活用を促進していく必要があります。

取組の方針

- 良好な居住環境を創出するため、住宅関連条例や指導要綱等により誘導を図ります。
- 町営住宅については、快適な住宅となるよう維持補修に努めます。

取組の内容

(1) 住宅・宅地の開発誘導

- 住宅新築補助金、住宅リフォーム補助金等の要件の見直しを検討します。

(2) 町営住宅の維持補修

- 町営住宅の計画的な維持補修に努めます。
- 入居要件の緩和（保証人・単身入居等）を検討します。

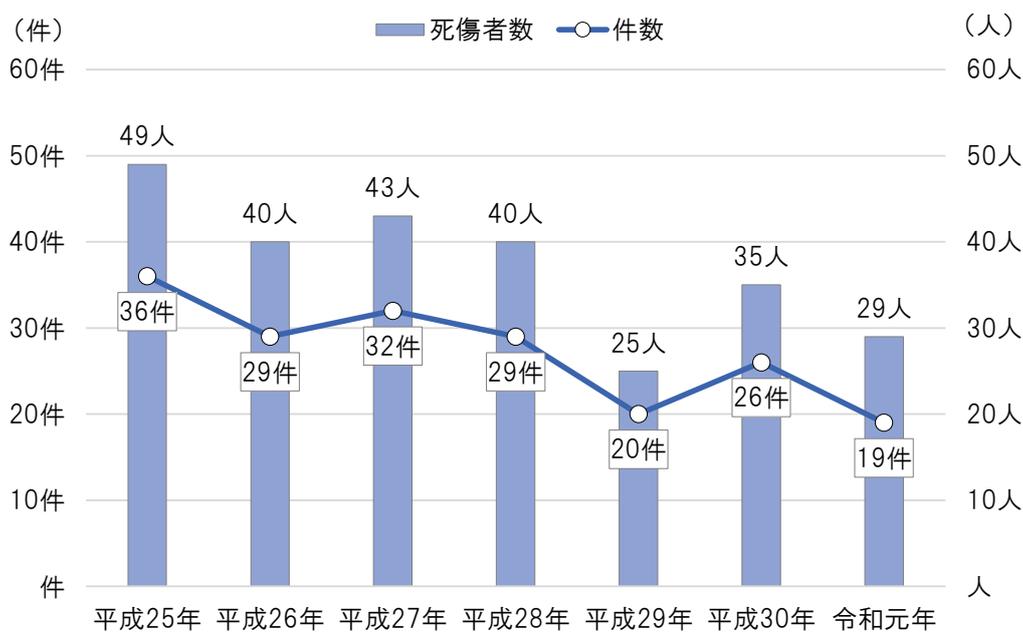
5. 交通安全の充実



現況と課題

- 車両の安全技術の進展や道交法の罰則強化、交通安全指導の強化などにより交通事故発生件数は全国的に減少傾向にありますが、運転者による誤操作や不注意による事故が絶えない状況にあります。
- 本町における令和元年の事故発生件数は19件、死傷者は29人となっており、件数、死傷者数ともに、減少傾向にあります。
- 主要地方道2路線を含む県道は、小中学校の児童生徒の通学路となっています。これらの道路は交通量も多く、交通事故の危険性の高い道路です。しかも、歩道と車道の分離が遅れており、早期の整備が求められています。
- 町民を交通事故から守るため、交通安全運動などの啓発活動により、町民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーの実践を習慣付けるための対策を推進していく必要があります。

■町内の交通事故発生件数等の推移



(千葉県警察本部 交通総務課)

取組の方針

- 交通事故のないまちを目指し、歩車道の分離、交通安全意識の高揚、交通安全施設等の整備を進めます。特に高齢者や子どもの交通安全を推進します。

取組の内容

(1) 交通安全意識の醸成

- 交通安全意識を醸成するため、広報活動を推進します。
- 高齢者や子どもたちをはじめとする交通要配慮者に向けた交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 交通安全対策の充実

- 交通安全活動の効果をあげるため、関係団体の充実・強化を図るとともに、交通安全活動を推進します。
- 高齢運転者も含めた全ての運転者の交通事故防止策の一環として、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した安全運転サポート車（サポカー／サポカーS）の普及促進に向けた支援策を検討します。

(3) 交通安全施設の整備

- 歩車道の分離を促進するとともに、関係機関に働きかけます。
- 交通安全に配慮した道路整備を進めます。
- 危険箇所へのガードレール、カーブミラー、啓発看板等の設置を進めます。

6. 防災・消防・防犯の充実



現況と課題

- 令和元年に発生した台風及び大雨による災害では、町内各所の土砂崩落及び浸水が発生するとともに、町内で2名が犠牲となりました。このため、復興支援とともに、災害に強いまちづくりが求められています。
- 町民の生命と財産を災害から守るため、防災体制の確立や災害危険箇所の解消、防災環境の整備といった総合的な防災対策を進める必要があります。
- 歴史的にも類をみない大規模災害となった東日本大震災や平成28年の熊本地震は、災害情報の迅速かつ確実な情報伝達体制の重要性、大災害時の地域のつながり、協力、支えあい等のコミュニティの大切さを強く考えさせられました。これらの大災害を踏まえ、地域防災計画を見直す中、安全で災害に強いまちづくりを図るため、町民・行政・防災関係機関が一体となった地域防災体制の確立や自主防災組織の育成・強化が必要となっています。
- 地球温暖化の影響による台風や大雨等の災害も懸念されます。町内には、土砂災害や水害が発生する恐れのある箇所が多数あり、特に危険性の高い崖地は、千葉県による土砂災害警戒区域等の指定がなされ、土砂災害防止のための啓発活動に努めています。
- 消防・救急体制については、長生郡市広域市町村圏組合の広域体制による常備消防が配備されています。
- 消防水利等の施設整備は、広域圏組合による年次計画に基づき実施されています。
- 救急体制については、少子高齢化社会の進展や疾病構造の変化等に伴い、専門的かつ高度な救急活動が求められ、身近な救急初期医療体制の整備が必要です。
- 非常備消防である消防団員の活動は、地域に密着した防災活動に重要な役割を果たしていますが、就労構造の変化等と相まって、団員の確保に支障をきたしています。

取組の方針

- 東日本大震災等の経験を踏まえ、地域防災計画を抜本的に見直し、それに基づく防災体制の確立を図るとともに、情報伝達システムの整備や防災施設の整備等を進めます。
- 消防・救急体制の充実を図るため、消防力の向上や救急体制の整備等を推進します。
- 防犯の充実を図るため、関係機関との連携を強化するとともに、防犯灯の設置やパトロールといった防犯体制を強化します。

(1) 防災体制の充実

- 防災意識の高揚を図るため、広報活動や研修会、防災訓練等の実施に努めます。
- 国土強靱化計画を策定し、地域防災計画とともに、適宜見直しを図ります。また、国民保護計画を必要に応じて見直し、体制の確保充実に努めます。
- 地区・地域を単位とした自主防災組織の設置と組織の育成を推進します。
- ボランティアの育成と活用を推進します。

(2) 防災施設・環境の整備

- 防災資機材の整備充実に努めます。
- 避難勧告等の判断基準の策定及び避難場所の周知徹底を図ります。
- 土砂災害等の災害危険箇所の周知に努めます。
- 災害時における情報を正確かつ迅速に伝達するため、デジタル防災行政無線等の内容充実や維持管理を図ります。

(3) 救急・消防の充実

- 長生郡市広域市町村圏組合消防本部と連携し、身近な救急体制の充実を促進します。
- 消防団の充実や活性化を図ります。
- 消防水利・消火栓等を計画的に整備します。

(4) 消防困難地区の解消

- 消防困難地区の解消を図るため、消防水利等の設置や道路の拡幅といった消防環境の改善を進めます。

(5) 防犯活動の推進

- 関係機関と連携し、防犯活動を実施します。
- LED防犯灯の整備を計画的に進めます。

7. 建築物の安全性の確保



現況と課題

- 本町の住宅は、木造戸建住宅が多数を占め、新耐震基準以前の昭和56年5月以前に建築された住宅も未だに見受けられます。
- 町では、建築物の耐震性の向上を図るため、基本的な方向性を示す耐震改修促進計画を定めていますが、今後も建築物の耐震化、ひいては地震に強いまちづくりの一層の促進を図る必要があります。
- 人口減少に伴う空き家の増加も懸念され、防犯や防災といった観点からも対策が急務です。
- 耐震化の促進は、地域の耐震化への意識を向上させることが重要です。

取組の方針

- 建築物の耐震性の強化が即効性の高い防災対策であるとの認識を高めるため、安全性向上に関する啓発に努めるとともに、耐震化の促進を図り、被害を最小限にとどめ、町民等の生命財産を守ります。

取組の内容

(1) 耐震診断の推進

- 昭和56年5月以前の建築物で耐震性なしと思われる木造家屋を重点的に耐震診断の推進を行います。

(2) 耐震改修の啓発

- 耐震診断の結果、倒壊の危険性のある建築物が安全な構造となるよう耐震改修の啓発を行います。

第5章 ひとがにぎわいを創る活発なまちづくり

(産業の振興)

1. 農林業の振興



現況と課題

- わが国の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業生産額や農業所得の減少、耕作放棄地の拡大、環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）による外国産農産物との競合等により、農村の活力低下が深刻な状況にあります。
- 本町の農業は、稲作が中心であり、経営規模 1 ha 以下の農家が多く、兼業農家が大半を占めています。このうち、第2種兼業農家や自給的農家においては、農業従業者の高齢化や後継者不足が顕在化し、経営耕地の減少や耕作放棄地の増加への対応が大きな課題となっています。また、近年は野生鳥獣による農作物への被害が拡大し、農業経営の意欲が低下、耕作放棄地の増加といった負のスパイラルに陥っています。
- 町の基幹産業である農業を魅力ある産業とするよう再構築を図るべく、素材生産の農業から販売戦略を持った企業型農業へ転換し、成熟度の高い首都圏住民の食生活に対応する付加価値の高い特産農産物の生産と供給体制づくりを進める必要があります。また、農業環境の変化に対応するため、農業経営基盤の強化、自然環境保全等の公益機能を維持できる農業、都市近郊型農業への転換を進めていく必要があります。
- 町では、都市と農村の交流を通して農林業や各産業の育成・発展に向けて、都市住民に滞在型余暇活動を提供する『グリーン・ツーリズム』の取組を行っています。
- 本町の山林については、総面積の 47.8%を占めるものの、用材育成を主眼とする林業経営は極めて少ない現状になっています。

■耕作放棄地面積の推移

	販売農家 (ha)	自給的農家 (ha)	土地持ち 非農家 (ha)	計
平成 17 年	97	65	121	283
平成 22 年	83	74	122	278
平成 27 年	85	79	133	297

注：四捨五入の関係で各区分の合計と計とが合わない年があります。 農林業センサス

取組の方針

- 農業は、農業振興地域整備計画の見直しにより、守るべき優良農地を峻別し、安定した農業経営を目的として、基盤の整備、特産物の生産、加工品の開発・販売、担い手の確保、営農組織の育成、都市との交流等を進めます。また、耕作放棄地の有効利用、農業施設や機械の効率的利用を推進します。
- 林業については、森林の持つ機能を保全・活用するとともに、特用林産物の生産を促進します。

取組の内容

(1) 農業生産の振興

- 本町の農作物の中心である米のブランド化を進め、美味しい米づくりを支援します。
- 農業の高付加価値化を図るため、特産物を活用した競争力のある加工品の開発・販売を推進します。
- 消費者のニーズを的確に把握し、安全志向的な農業生産を推進します。
- 農業経営の安定化を図るため、認定農業者の育成、担い手の確保・育成、農地の流動化、経営の合理化、営農組織の確立を進めます。
- 農地・農業用水等を適切に保全管理するため、地域ぐるみで農村環境を保全する団体を支援します。
- 中山間地域等の農業生産活動の維持継続を図り、農地の持つ多面的機能の確保を図ります。
- 有害鳥獣による農産物被害に対し、狩猟免許取得者への支援や捕獲檻の増設、電気柵の購入補助等により、鳥獣被害の軽減を図ります。

(2) 生産基盤の整備

- 農業の生産性を高めるため、農道や用排水路等の基盤整備を推進します。
- 農地の荒廃を防ぎ、美しい里山風景を守るため、耕作放棄地の有効活用を図ります。

(3) 都市との交流

- 関係団体との連携によるグリーン・ツーリズムを推進し、都市との交流を図ります。

(4) 林業の振興

- 林道・作業道の維持管理に努めます。
- 林業経営の多角化を図るため、特用林産物の振興や間伐材の有効活用を推進します。
- 山林の持つ国土保全、水源かん養、自然環境保全等の機能を高めるため、保安林の整備、治山事業を推進します。
- 森林空間をレクリエーション、保養の場となるよう活用します。

2. 商工業の振興

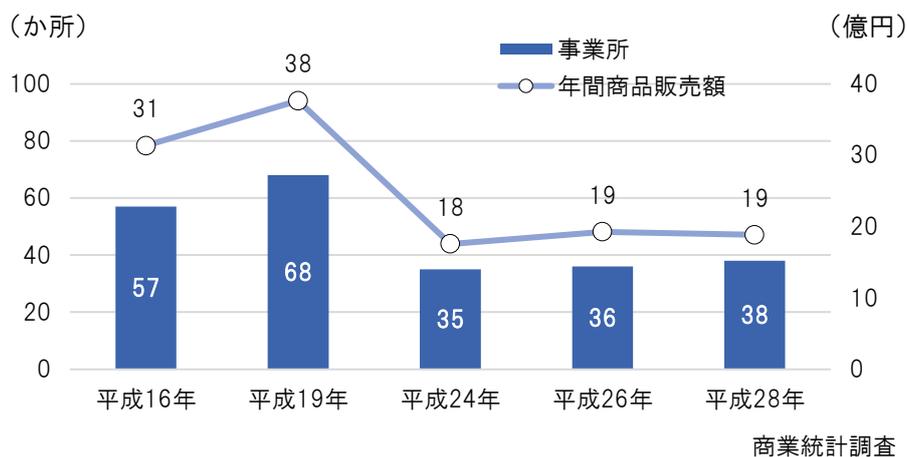
2-1 商業の振興



現況と課題

- 本町の商業は、周辺地域と比べて商業規模は極めて小さく、多くの商店が兼業的な小規模の経営形態となっています。
- 商店は町内に分散し、まとまった商業集積を形成しておらず、町民の購買需要に対応しきれない状況にあるため、近隣の千葉市や市原市、茂原市に依存しています。
- 規制緩和や価格破壊、情報化等の進展により、一層厳しい競争関係におかれることが予想されます。
- 地域商業の振興や町民の購買需要に対応するため、食料品や日用品といった生活必需品を取り扱う商業機能を整備するとともに、高齢者を中心とする買い物困難者に向けた移動販売や買い物代行、店舗への輸送サービス等の支援が必要です。併せて、生鮮食品や生活雑貨を購入できる店舗の誘致が求められています。

■年間商品販売額等の推移



取組の方針

- 経営の近代化やショッピングゾーンの整備等を促進し、町内購買力の向上を図るとともに、観光と併せたサービスの発展を目指し、魅力あふれる個性的で質の高い商店街・商業施設の形成に取り組みます。
- 買い物困難者のニーズに応える支援策を模索します。

取組の内容

(1) 魅力ある商店づくり

- 生活必需品販売という大きな役割を担う商店を魅力あるものとするため、質の高い商店街の形成を進めます。

(2) 既存商業の活性化

- 経営意欲向上のため、講習会や研修会などを開催します。
- 買い物弱困難者をはじめとする消費者のニーズに応えるため、移動販売等の新たな販売システムの導入を促進します。
- 経営環境の変化に対応できるよう商業関係組織の育成と強化に努めます。

(3) 商業集積地の形成

- 民間事業者との連携の中、商業集積地形成を誘導し、商業の地域間競争に対抗できる魅力づくりを支援します。
- 商業集積による新たな雇用創出が図られるよう取組を推進します。



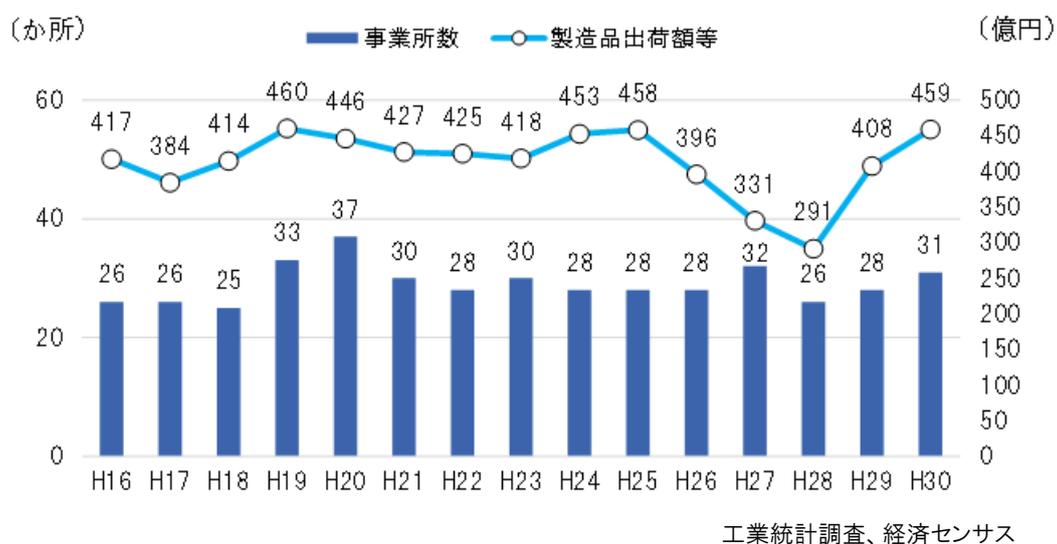
2-2 工業の振興



現況と課題

- 本町では、工業団地等が存しておらず、町内に点在する小規模な事業所を中心に構成されています。
- 今後は、社会経済の変化に柔軟に対応するとともに、圏央道茂原長柄スマートインターチェンジ開通による交通利便性の向上を大きな強みとして、計画的に工業導入を促進していく必要があります。また、地元企業への就職、承継の推進を図るための工夫が必要です。

■ 製造品出荷額等の推移



取組の方針

- 工業の振興を図るため、企業誘致を推進するとともに、地場産業や新規企業の育成に取り組めます。

取組の内容

(1) 雇用の確保

- 雇用の確保を図るため、新たな企業の誘致を推進します。
- 企業が安定した雇用の確保を行えるよう情報提供等の支援に取り組めます。

(2) 企業の安定化と育成

○商工会等と連携し、企業診断や融資制度の活用、研修事業の充実、柔軟性や創造性のある産業人としての人材育成を推進します。

(3) 新規企業の誘致・育成

○成長性のある新規企業を誘致するとともに、早期の安定経営が図られるよう支援します。

○用地については、遊休する公共用地の払下げをはじめとした協力を行います。



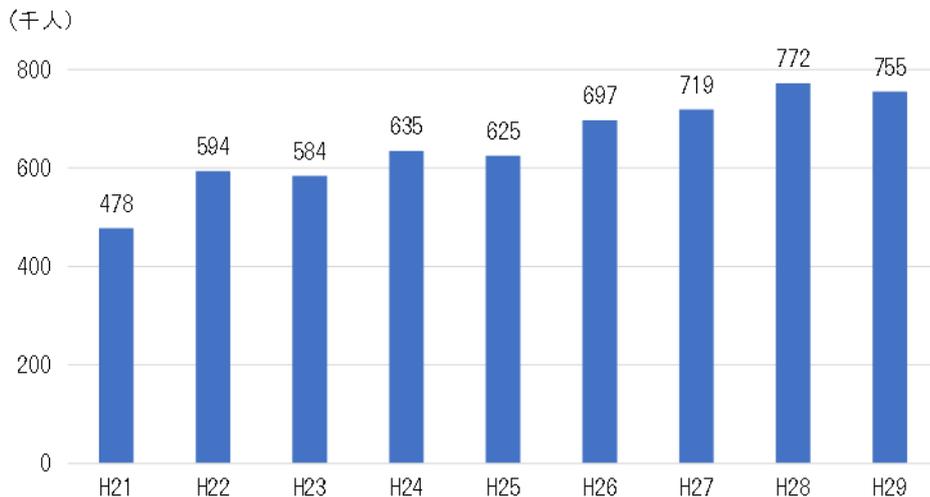
3. 観光・余暇産業の振興



現況と課題

- 本町の観光資源の中心である長柄ダムは、土で造られたアース式ダムとしては日本最大級の規模を誇ります。周辺には、自然とのふれあいをテーマとした散策コースやバーベキュー場、テニスコート、流れるプール、体験農園といったスポーツ・レクリエーション機能を備えた都市農村交流センターが整備され、町民や都市住民の憩いの場として好評を得ています。しかしながら、施設の老朽化が顕著に見受けられ、単に維持管理を行うだけでは賄いきれない状況にあります。
- 民間の観光施設では、トレーニング施設や運動競技場、ゴルフ場、研修施設、宿泊施設、牧場等が存しており、年々観光客は増加傾向にあります。
- これらの観光資源を有効に活用し、ネットワーク化を図るとともに、首都圏のリゾート地としての観光地形成に取り組む必要があります。

■長柄町の観光客数の推移



千葉県観光課「観光入込調査概要」

取組の方針

- 関係団体との連携を強化し、町内の観光資源のネットワーク化を図り、本町の魅力向上に努めます。また、老朽化した都市農村交流センターの再整備を進めます。

取組の内容

(1) 観光基盤の整備

○長柄ダム周辺の都市農村交流センターを観光拠点とし、関係団体との連携を図りながら、イベントの開催や周辺の整備を行います。

(2) ネットワーク化の促進

○本町の観光力向上を図るため、関係団体と連携し、観光資源のネットワーク化を進めます。

(3) P R、イベント等の実施

○食・文化・自然・施設等のさまざまなイベントの開催を支援し、本町の魅力をP Rします。

(4) 人材・団体の育成支援

○観光振興に寄与するため、団体や事業者向けの講演会等を開催し、人材の育成を図ります。



第6章 ひとが主役となって輝く明朗なまちづくり

(地域・行財政の充実)

1. コミュニティの充実



現況と課題

- 社会構造の変化により、人と人との絆や地域の連帯意識は薄れつつあります。しかしながら、豊かな地域社会を築いていく上では、町民同士が連帯意識、自治意識を見つめ直し、町民と行政が一体となっていくことが重要です。
- 近年、本町においても一人住まいの高齢者が増加し、「孤独死」という事実が現実問題として発生しており、町民が住みなれた地域でお互いに助け合って安心して生活できる地域社会をつくることが求められます。
- 本町では、町民の自主的な活動を基本として、コミュニティ活動を支援しています。
- 町民相互の絆を深め、住みよいまちづくりを進めていくため、コミュニティリーダー等の育成や文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実を図る必要があります。

■自治会・市民活動団体の状況(各年4月1日末現在)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
自治会数(団体)	48	48	48	48	48
組織率(%)	68	66	66	64	64
市民活動団体(団体)	2	2	2	2	2

長柄町企画財政課

取組の方針

- 地域住民による主体的な地域づくり、まちづくりを推進するため、自治意識の醸成、コミュニティリーダーや組織等の育成強化、施設の整備充実に取り組みます。

取組の内容

(1) コミュニティ活動の推進

- コミュニティにおける自主的活動に対して、積極的に支援します。

(2) 組織・人材の育成

- コミュニティ組織が活発な活動が行えるよう組織の育成支援を図ります。
- コミュニティ組織の活性化を図るため、リーダーの養成を推進します。
- コミュニティ活動の拡充と活性化を図るため、ボランティア組織の支援に努めます。

(3) コミュニティ施設の整備充実

- コミュニティ活動の活性化を図るため、施設の整備充実を進めます。

(4) 人材・団体の育成支援

- 各種団体や事業者向けの講演会等を開催し、人材の育成を図ります。



2. 男女共同参画の推進



現況と課題

- 男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をすることであり、町民と行政が一体となって取り組むべき重要課題です。
- 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大といった社会情勢の変化に伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が不可欠です。

■ 審議会・委員会の女性委員の登用状況(各年3月末現在)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
女性委員数(人)	70	67	63	72	80
女性登用率(%)	21.67	19.64	19.44	21.55	24.31

長柄町総務課

取組の方針

- 男女がともに自立し、責任を負い、その個性と能力が発揮できる男女共同参画のまちの実現に向け、あらゆる分野での意識づくりや環境づくりを進めます。

取組の内容

(1) 意識の高揚

- 男女平等意識の高揚を図るため、講演会や研修会の開催を推進します。
- 男女の自立と男女平等への意識に関する生涯学習を推進します。

(2) 女性の社会参加の促進

- 審議会等の政策決定や実施の場へ女性の参加を促進します。
- 女性の視点から、まちづくりを推進するため、公職への女性の参画促進、地域活動への支援に努めます。
- 女性職員の管理職起用を推進します。

(3) 就業環境の整備

- 就業の場における男女の実質的な平等を促進します。
- 男女が働きやすい環境づくりに努め、育児・保育制度、介護制度等の充実を図ります。
- 女性の職業選択の幅を増やすため、講演会等を開催します。



3. 行政の充実



現況と課題

- 少子高齢化の進展や住民価値観の多様化、環境に対する関心の高まりをはじめ、社会経済情勢が大きく変化しつつある中、町行政も新しい時代を迎えようとしています。
- 本町においても、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力あるまちの構築を図っていくことが必要です。
- 本町の行財政環境は、依然として厳しい状況ですが、町民の期待に応えるためにも、地方自治の新時代を自ら切り拓き、人口減でも持続できる体制の整備など、新しい視点に立った一層の行政改革への取組が不可欠です。
- 社会経済環境の変化や交通手段・情報伝達手段の発達等に伴い、町民の日常生活や経済活動の圏域は拡大し、町民の行政に対する意識も市町村の枠を越えてきています。また、財政面や効率面の観点から、単独の市町村で実施するよりも広域的に行った方が合理的な分野もあるため、上水道やごみ・し尿処理、医療、消防等においては関係市町村との連携により広域行政を進めています。
- 地方分権の拡がりの中、町の行政運営は量的に拡大するだけでなく、質的にも高度化すると見られ、これまで以上に近隣市町村等と連携して効果的に取り組むことが求められます。
- 国においては、「地方創生」を掲げ、地域の実情を踏まえた自立した施策に支援を行うこととしており、今後の町に大きな変革をもたらすものと考えられることから、効率的かつ効果的な施策が求められます。
- 「誰ひとり取り残さない」というSDGsの考え方を踏まえ、持続可能な地域社会を構築する必要があります。

取組の方針

- 厳しい財政状況の中、まちづくりの実効をあげていくため、行政の果たすべき役割を明確にするとともに、一層の行政改革の推進を図ります。また、時代に即した人材の育成や職員の資質向上、定員管理に努め簡素で効率的な行政運営を進めます。
- 町民の日常生活圏の拡大や町域を越えた行政需要に対応するため、広域的な行政サービスの充実を図るとともに、近隣市町村との連携を強化し、多様化する行政需要に合理的に対応できる体制づくりを推進します。

取組の内容

(1) 行政組織の見直し

- 町民のニーズの多様化に対応するため、必要に応じて適宜組織・機構の見直しを実施します。
- 重点的な行政を推進するため、必要に応じてプロジェクト組織等の新たな組織の活用を図ります。

(2) 人事管理の適正化

- スリムな行政組織を目指し、定員適正化計画において数値目標を掲げ、定数の適正化に努めます。
- 行政体制整備の一環として、職員の政策形成能力の向上を図るため、計画的な人材の育成に努めます。
- 行財政能力とサービス水準の強化を図るため、人事交流の円滑化に取り組みます。

(3) 事務事業の見直し

- 実施している事務事業について、定期的に見直しを行い、必要度や重要度の低いものについては中止します。

(4) 進行管理・行政評価の推進

- 基本構想及び基本計画に基づく計画的な行政運営を進めるため、財政計画と整合した実施計画を策定するとともに、適切な進行管理及び行政評価に基づく見直しに努めます。

(5) 民間委託・指定管理者制度の推進

- 行政事務を進めるにあたり、町民の理解を得ながら可能な限り、民間委託や指定管理者制度の活用を推進します。

(6) 広域行政の推進

- 財源の有効活用、事務の効率化等の観点から、広域的な処理が必要な事務については、関係市町村と連携し、広域的な処理を推進します。

(7) 行政改革の推進

- 「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」に基づき、幅広い行政課題に的確に対応し、行政サービスを提供できるよう持続可能な行財政改革を推進します。

(8) マイナンバー制度の推進

- マイナンバー制度関連システム等を含めた情報基盤の整備を推進します。
- 制度の啓発及び広報等による周知を徹底します。

4. 財政の充実



現況と課題

- 今日の財政は、町税等の自主財源が少なく、地方交付税をはじめとする依存財源に頼らなくてはならない状況にあります。歳出面では、社会保障費等の義務的経費が増加傾向にあり、歳出の抑制を図るため、事務事業の見直しと積極的な財源の確保が求められます。
- 経済動向や国県の政策に留意し、中長期的な視点に立った財政運営を行い、財源の重点配分、行政評価と効率化、経費節減に徹し、財政の健全化を図る必要があります。
- 今後は、多様化、複雑化、高度化する行政需要に対応するとともに、人口減少や高齢化といった町が直面する課題に対し、地域の特徴を活かした自立的な運営が可能となるよう財源の確保に努めていく必要があります。

取組の方針

- 財政の健全性を維持していくため、歳入の増加及び歳出の抑制を図りつつ、歳入歳出の適正なバランスをとるよう総合的かつ計画的な行政運営を推進します。
- 財政状況の透明性を確保し、分析を行うため、地方公会計に取り組みます。
- 新たな財源確保を図るため、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等の活用を推進します。

取組の内容

(1) 財政の健全性の維持

- 財政の健全性の維持を図るため、中・長期的な計画に基づく行政を推進します。
- 財源の効果的な活用を図るため、財源の重点配分を行います。
- 受益者負担による費用の分担、町民福祉や環境保全といった分野における主体的な町民参加を推進します。
- 企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等の活用を積極的に推進します。

(2) 財源の充実確保

- 産業の振興事業や人口の定着化事業等を促進し、自主財源の充実確保に努めます。
- 歳出を定期的に見直し、抑制することによる財源の確保を図ります。
- 一括交付金の有効的な活用を図ります。
- 自主財源である町税の安定的収納を図るため、納税環境の整備と自主納付の啓発に努

めます。

- 財政の透明性を図る観点から、新公会計制度による財務諸表を作成します。
- 質の高いサービス提供と経費節減を図るため、指定管理者制度を推進します。
- 未利用の普通財産の処分、貸付け等の有効活用を図り、財源確保に努めます。
- バナー広告や広報ながら広告等の活用による財源確保を進めます。



第3編

資料

1. 長柄町総合計画条例

平成 31 年 3 月 4 日 ・ ・ 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の位置付けを明確にするとともに、総合計画の策定等に関する必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政運営を図り、もって将来にわたって魅力あるまちづくりを着実に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における町の進むべき方向についてのまちづくりの総合的な指針となる最上位の計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成するものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、目指すべき将来の姿を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に掲げた目指すべき将来の姿を実現するための計画であり、まちづくりに係る施策の方向性を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に掲げた施策を実現するために策定する計画であり、具体的な事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第 3 条 町長は、第 1 条に掲げる目的を達成するため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定しなければならない。

(総合計画策定審議会への諮問)

第 4 条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ長柄町総合計画策定審議会条例（昭和 41 年長柄町条例第 18 号）第 1 条の規定に基づき設置された長柄町総合計画策定審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第 5 条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第 6 条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 長柄町総合計画策定体制等の概要

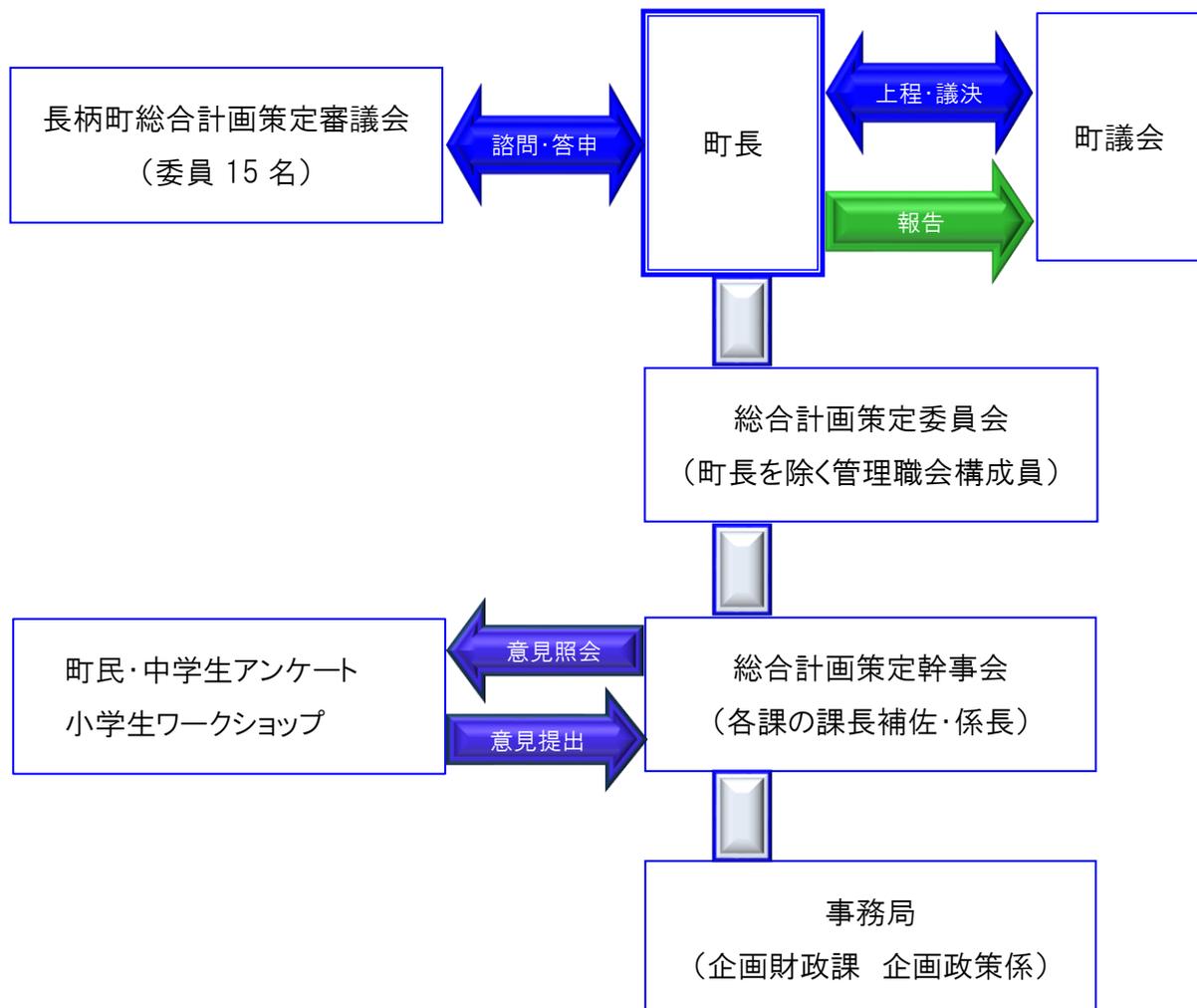
1 目的

「まちづくり」における総合的かつ計画的な指針であり、町政の最上位に位置する総合計画を策定し、実現に向けた町政運営に取り組む。

2 計画期間（第5次）

基本構想	令和3年度～令和12年度（10か年）
基本計画	前期基本計画：令和3年度～令和7年度（5か年）
	後期基本計画：令和8年度～令和12年度（5か年）
実施計画	3か年計画の毎年ローリング方式
総合戦略	令和3年度～令和7年度（5か年）

3 策定体制



3. 長柄町総合計画策定審議会条例

昭和 41 年 7 月 15 日・・・条例第 18 号
改正・・・昭和 44 年 3 月 20 日・・・条例第 5 号
改正・・・昭和 60 年 3 月 6 日・・・条例第 7 号

(設置)

第 1 条 本町の総合計画を策定審議するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき長柄町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ総合計画の策定事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は委員 15 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、町長が任命する。

- (1) 議会議員 5 人
- (2) 教育委員会の委員 1 人
- (3) 農業委員会の委員 1 人
- (4) 町の区域内の農業協同組合、その他の組合等公共的団体を代表する者 1 人
- (5) 町の区域内の農事実行組合、土地改良区、農事振興区等の自治会団体を代表する者 1 人
- (6) 町の区域内の商工会等産業団体を代表する者 1 人
- (7) 町の区域内の青年団、婦人会等文化的団体を代表する者 2 人
- (8) 学識経験を有する者 3 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は非常勤とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は必要に応じ、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の報酬及び費用弁償等の支給)

第7条 委員には町の条例の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年3月20日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月6日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は昭和61年4月1日から施行する。

4. 長柄町総合計画策定審議会委員名簿

該当条項	氏名	備考
1号委員	星野一成	町議会議員
	山崎悦功	〃
	古坂勇人	〃
	三枝新一	〃
	池澤俊雄	〃
2号委員	窪木尚	教育委員
3号委員	當間正吉	農業委員
4号委員	伊藤善文	長生農業協同組合
5号委員	関民之輔	農業振興団体
6号委員	石井健嗣	商工会
7号委員	石川美智子	公民館教室
	永峰康次	消防団
8号委員	岡本正夫	学識経験者
	矢部吉郎	〃
	松本芳子	〃

5. 長柄町総合計画策定審議会の審議経過等

第1回審議会	
日時	令和2年9月28日(月) 午後2時～
場所	長柄町役場 2階庁議室
報告	総合計画及び総合戦略の策定に係る基礎調査結果について
案件	総合計画及び総合戦略(骨子)について
備考	総合計画及び総合戦略(骨子)を承認
第2回審議会	
日時	令和2年12月24日(木) 午後2時～
場所	長柄町役場 2階庁議室
案件	総合計画(基本構想・基本計画)及び総合戦略(案)について
備考	総合計画(基本構想・基本計画)及び総合戦略(案)を承認 総合計画実施計画(案)を承認
議会説明会	
日時	令和3年1月19日(火) 午後1時30分～
場所	長柄町役場 3階協議会室
報告	総合計画(基本構想・基本計画)及び総合戦略(案)について
パブリックコメント	
期間	令和3年1月25日(月)～2月7日(日)
備考	特に意見なし
議会	
日時	令和3年3月3日(水)
場所	長柄町役場 3階議場
案件	総合計画基本構想(案)について
備考	総合計画基本構想(案)を承認

6. 長柄町第5次総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 長柄町第5次総合計画（基本構想、基本計画）の策定に関する重要事項を審議するため、長柄町第5次総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(策定委員会の職務)

第2条 策定委員会は、幹事会から提出された計画素案を調査審議し、それらをもとに計画案を策定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、副町長、教育長、課長、こども園長、議会事務局長をもって構成する。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置く。

2 委員長は副町長職にある者とする。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、教育長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 策定委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

長柄町第5次総合計画策定委員会名簿

職名	氏名
副町長	田中 武典
教育長	石川 和之
総務課長	蒔田 功
企画財政課長	白井 浩
税務住民課長	森田 孝一
健康福祉課長	若菜 聖史
産業振興課長	石井 正信
建設環境課長	内藤 文雄
会計課長	石井 和子
学校教育課長	川田 亨
生涯学習課長	松本 昌久
こども園長	安田 昭子
議会事務局長	大塚 真由美

7. 長柄町第5次総合計画策定幹事会設置要綱

(設置)

第1条 長柄町第5次総合計画（基本構想、基本計画）を策定するため、長柄町第5次総合計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 幹事会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び計画の企画立案に関すること。
- (2) 総合計画に係る事務事業の調査及び資料の収集ならびに作成に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は、企画財政課長をもってあてる。
- 3 幹事は、課の職員のうちから町長が任命する。

(幹事長の職務等)

第4条 幹事長は幹事会の事務を総理し、会議の議長となる。

- 2 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指定した幹事が幹事長の職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

- 2 幹事は、会議に自ら出席できないときは、課長があらかじめ指定する者を出席させることができる。
- 3 幹事は、会議の経過及びその結果を所属する課長へ速やかに報告しなければならない。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

長柄町第5次総合計画策定幹事会名簿

所 属	氏 名
企画財政課長	白 井 浩
総務課	小 川 久美子
	山 田 比呂貴
企画財政課	佐 藤 幹 宏
	安 部 吉 輝
税務住民課	佐 藤 幸 子
	土 屋 貴 明
	吉 原 努
	岩 井 一 憲
健康福祉課	山 越 康 弘
	宇野澤 きみ子
	常 泉 好 美
	市 川 美保子
	荒 井 和 也
	高 橋 明日香
産業振興課	小 泉 義 彦
	前 田 友 和
	本 吉 啓 二
建設環境課	関 英 司
	牧 野 裕 昭
	松 井 祐 樹
会計課	高 橋 孝 輝
学校教育課	牧 野 正 幸
生涯学習課	斉 藤 和 之
議会事務局	長 畠 保 憲

長柄町
第5次総合計画
基本構想・前期基本計画

令和3年3月

発行／長柄町

編集／企画財政課

住所／〒297-0298

千葉県長生郡長柄町桜谷 712

TEL /0475-35-2111 (代表)

FAX /0475-35-4732

URL /<https://www.town.nagara.chiba.jp/>
